

京都の文化財

第二十六集

京都府教育委員会

序 文

昭和五十七年四月に京都府文化財保護条例が施行されて以来、国指定・登録の文化財だけでなく、府内各地の身近な文化財に対する新たな関心が育まれてきました。文化財は、京都の歴史や文化を理解する上で、また新しい京都の文化を創造していく上で大変重要な価値を持っています。こうした文化財を守り、後世に伝えていくことは、私たち京都府民の責務であるとともに、これらを新しい文化の創造と発展のための礎として有効に活用することが、これからの社会においてますます大切になると考えます。

この『京都の文化財』第二十六集は、今回新たに選定した文化的景観三件を含め、二十六回目の指定・登録等を行い、平成二十年三月二十一日付けで公示した十三件の文化財を紹介したものです。刊行に当たり文化財所有者、関係機関の各位に多大な御協力をいただきましたことに感謝申し上げますとともに、本冊子が府内の数多くの文化財の保護と活用に役立てば幸いです。

平成二十二年二月

京都府教育委員会

教育長 田 原 博 明

凡 例

- 一、本図録には、第二十六回京都府指定・登録文化財を収めている。
- 二、掲載の順序は、建造物をはじめに種別ごととし、各種別内においては指定・登録の順とした。
- 三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。
 名称 員数（指定・登録の別）
 所在地の住所
 所有者
 法量（単位はセンチメートル）・構造形式等
 時代
 解説
- 四、本文は文化財保護課職員が執筆、編集した。なお、各文末に執筆者を明記した。



目次

序文

凡例

有形文化財

建造物

京都府立医科大学旧附属図書館

京都市……………1

智恩寺 文殊堂(本堂)

宮津市……………4

三門

鐘樓門(暁雲閣)

無動寺観音堂

京丹波町……………9

無形民俗文化財

宇治茶手もみ製茶技術

宇治市……………27

長阿含経 卷第十

京都市(新善光寺)……………25

附 蔵山順空禪師号奏請状

永明院院主明昶智覚庵守塔明中連署事書

永明院三塔頭条々新規

大道一以遺偈

大道一以新規式

美術工芸品

絵画

絹本着色日吉山王垂迹神曼荼羅図

京都市(京都當道会)……………11

絹本着色日吉山王本地仏曼荼羅図

京都市(京都當道会)……………13

彫刻

木造十一面観音坐像

亀岡市(甘露寺)……………15

書跡・典籍

東福寺永明院門派歴代文書墨跡

京都市(永明院)……………18

蔵山順空雲居寺規式

正光庵規式并経教文字道具家具目録

文化的景観

文化的景観の選定について……………31

京丹後市久美浜湾カキの養殖景観

京丹後市……………33

福知山市毛原の棚田景観

福知山市……………35

和束町の宇治茶の茶畑景観

和束町……………37

文化財紹介シリーズ⑨〔選定保存技術編〕……………39

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区・

選定保存技術及び文化的景観件数一覧……………47

建造物

京都府立医科大学旧附属図書館

一棟（指定）

京都市上京区河原町通広小路上の梶井町四六五番地

京都府公立大学法人

鉄筋コンクリート造、建築面積四八八・六平方メートル、三階建、地下一階、陸屋根（内装を除く。）
附 階段机及び椅子

建築年代 昭和四年（一九二九）〔京都府行政文書〕

京都府立医科大学旧附属図書館は、鴨川西岸に構えられたキャンパスの南方に位置する。

本大学は、明治五年（一八七二）から青蓮院内で運営されていた京都療病院附設の医科予備学校及び医学校（明治十二年附設）を前身としている。現キャンパスでの校舎及び病院群施設の建設工事には明治八年から着手し、移転は、擬洋風の木造建築群が竣工した明治十三年であった。

敷地を移した翌年には、医科予備学校、医学校が独立合併し、京都府医学校となる。同三六年に京都府立医学専門学校と改称し、療病院は附属病院となる。これを契機に病院棟の大幅な改築に着手。大正三年（一九一四）に工事は完了した。大正八年に公布された大学令に基づいて、大正十年には京都府立医科大学が設立された。これを機に施設の新営拡充に取り組み、まず大正十四年に本館、昭和四年（一九二九）に当附属図書館、同五年に臨床講義棟が建築された。昭和五年以降、病院施設の建設にも着手し、木造の病院棟が順次鉄筋コンクリート造に建て替えられている。



京都府立医科大学旧附属図書館 正面

旧附属図書館の設計は、京都府土木部庶務課管轄係（昭和三年九月当時）や土木監理課（昭和四年九月当時）の建築技師を歴任した十河安雄が主任として担当している。彼が主任として担当した建築物は、本大学の臨床講義棟や京都府師範学校附属小学校などが確認されている。また、後述する追加工事に係る報告書には馬場憲治の名が見え、「監督兼建築技師」として彼が関わったことが知れる。

施工は、上田辰三が一四万九〇〇円で請負った。なお、当初の工期では昭和四年三月竣工予定であったが、多量の地下水による基礎工事の遅れや地下室補強の鉄骨追加工事が行われたため、同年五月まで工期が延び、竣工を迎えた。

旧附属図書館は、鉄筋コンクリート造で、三階建、地下一階の規模を持ち、北面して建つ。書庫・閲覧室等の図書館機能の他、講義室や柔剣道場を併設する複合的な施設として計画された。

平面は、各階とも東西に長い十字形となっている。南北の突出部をコアとして用い、北側は正面入口及び階段室、南側はエレベーター室及びトイレの用途に供されている。現在、一、二階は南北のコアを繋ぐように中央に通路を設け、その両側に売店やクラブボックス等を設ける。三階は、通路部分を準備室として両側に階段教室を設ける旧態を維持し、地下室は食堂及び卓球場となっている。地階から二階にかけては改造が大きいが、旧壁面が状態良く残っているところも多い。三階の階段教室や階段室については、改変も少なく、建設当初の形態を残している。

竣工時と見られる図面から、当初の平面を知ることが出来るので、その概要を以下に記す。

地階は、中央に通路が通され、東側に柔剣道場、西側に生徒控所、階段室の西側には売店があった。柔剣道場の付属施設として通路の一面が仕切られ、浴室と脱衣場が設けられていた。柔剣道場と生徒控所には各二本の円柱が建つ。ドライエリアを四箇所にする。

一階は、中央通路（広間）の両側に各一室の教室が置かれていた。各室とも中央側に教壇を設け、左右対称の平面となっている。

二階は、中央部分を図書館の事務室とし、階段室側にカウンターが据えられて

いた。事務室の西側には閲覧室、東側には書庫と廊下が設けられていた。三階は、中央に準備室、両側にそれぞれ階段状講義室が配置される。中央側に教壇を設け、左右対称の平面としている。両室とも階段席背面に最上段への直接階段が設けられている。

外観は、ネオ・ゴシック様式を基調とする。一階入口開口部や三階の縦長窓上部に尖頭アーチを用い、ファサードに垂直線を強調するバットレスを設け、パラペットにマチコローションを採用するなど、ネオ・ゴシックの要素は非常に濃厚である。前面に張り出す中央部の外壁には、F・L・ライトの影響とみられるスクラッチタイル（縦曳き）を張る。中央部以外の外壁は、人造石洗出しとしている。また、ドライエリアの柵柱に用いられた放物線状意匠などに、ドイツ表現主義の要素が見られる。

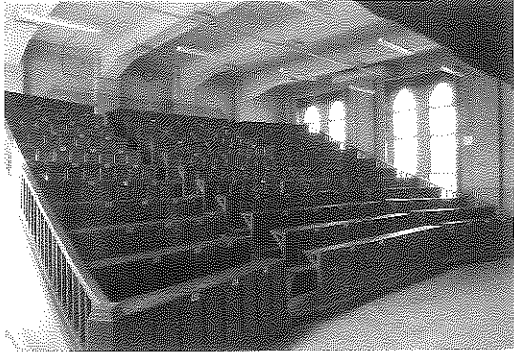
一方、内部意匠では、階段室などの天井廻り縁に施された装飾などが、ドイツ表現主義、一階入口扉やその上部に設けられたステンドグラス及び階段室照明は、アール・デコの意匠となっている。

このように、ネオ・ゴシック様式を基調として、ライト風、ドイツ表現主義、アール・デコなどモダンデザインの要素を加味し、全体を破綻なくまとめている点に、意匠的な特徴があるといえる。

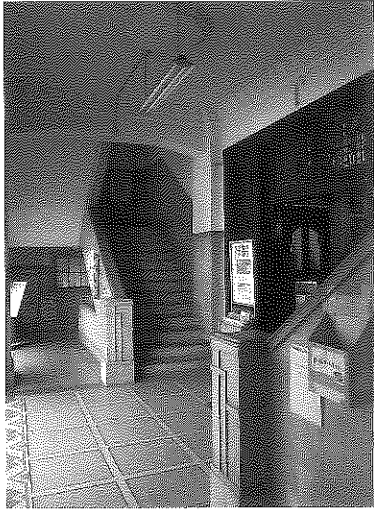
ネオ・ゴシック様式は、十八―十九世紀にイギリス、フランス、ドイツを中心に展開したゴシック・リヴァイヴァルに端を発する。ゴシック・リヴァイヴァルは、中世的精神の象徴としてゴシック様式を評価し、ゴシック建築の復興を目指すものであった。しかし、日本においては、ゴシック・リヴァイヴァルのような中世主義的復興運動とは、ほぼ無縁であった。

日本のネオ・ゴシック建築は、明治期以降、教会建築、ミッション系建築などを中心に、フリースタイルの一つとして選択された。京都に現存するネオ・ゴシック建築の古い例としては、明治十六年定礎の同志社彰栄館が挙げられる。

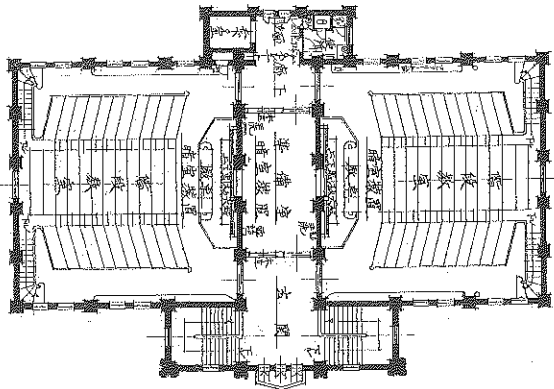
大正末から昭和初期にかけ、内田祥三設計による東京大学安田講堂（大正十四年）を皮切りとし、ネオ・ゴシック建築が数多く建築され、一つの流行となった。これは、大正十一年のシカゴ・トリビューン社新社屋の国際建築設計競技の結果



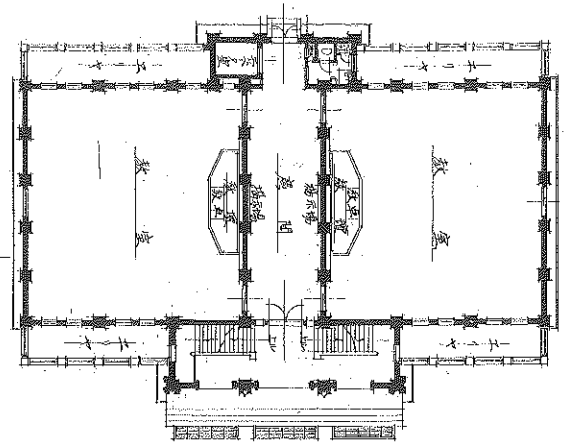
三階 階段講義室



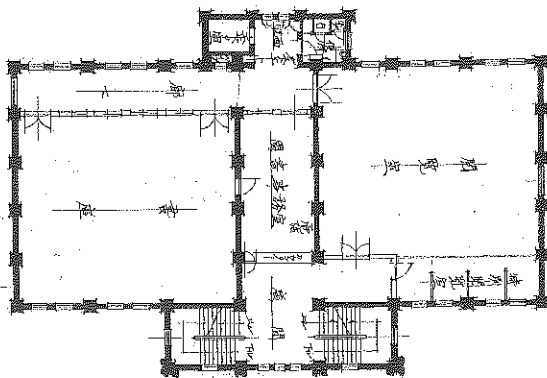
一階 階段室



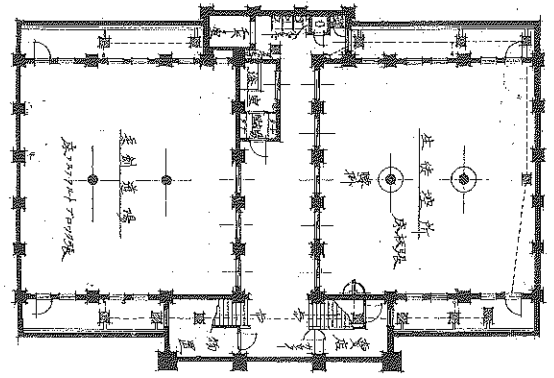
三階 当初平面図



一階 当初平面図



二階 当初平面図



地階 当初平面図

に影響を受けたもので、水平の線を廃して上へと伸びる垂直線を強調し、上層部にいくほどセットバックするデザインが大きな特徴であった。また、他のモダンデザインとの組み合わせで構成されることも多かった。

京都においては、当附属図書館の他に、京都大学法経経済学部本館（昭和八年／京都大学営繕課／大倉三郎設計）が同様の事例としてあげられる。

京都府立医科大学旧附属図書館は、ゴシック意匠にモダンデザインの要素を採り入れ、破綻なくまとめられたネオ・ゴシック建築として質が高い遺構である。外観はほぼ当初の状態を留め、内部仕様についても、主要部の保存については良好である。特に、昭和初期の階段講義室がほぼ当初のまま現存する事例は希少である。建具、ステンドグラス及び照明などについても保存が良好で、意匠上のポイントとなっている。図書館、講義室、武道場など複数の機能が効率的にまとめられた施設設計の事例としても重要であり、府内に現存する大学附属図書館建築の当初の様子を知りうる遺構として希少な価値を有している。

（岡本公秀）

智恩寺

三棟(指定)

宮津市字文珠四六六番地

宗教法人 智恩寺

建築年代 文殊堂(本堂) 明暦三年(一六五七)「宝珠露盤銘」

三門 明和四年「棟札」

鐘樓門(暎雲閣) 享保七年「銘額」

文殊堂(本堂) 正面五間、側面六間、一重、宝形造、向拝三間付、銅板葺

附 棟札 五枚

万治二^二年正月廿五日の記があるもの

萬治二^三年正月廿五日の記があるもの

延寶七年己未四月十四日の記があるもの

享保六星繼辛丑の記があるもの

本堂上葺天保四^四年六月吉日の記があるもの

三門 三間三戸二重門、入母屋造、棧瓦葺、両山廊付

山廊 各桁行二間、梁行外側二間内側三間、切妻造、棧瓦葺

附 棟札 四枚

寛永十有六^五の記があるもの

貞享二乙丑歲三月十六日の記があるもの

明和第四龍次丁亥九月吉旦の記があるもの

嘉永七甲寅八月朔日の記があるもの

出面板 五枚

宝曆十三の記があるもの

明和二の記があるもの

明和三の記があるもの

明和四の記があるもの

年記のないもの

鐘樓門(暎雲閣) 一間一戸^六楼門、寄棟造、棧瓦葺、側面袴腰付、

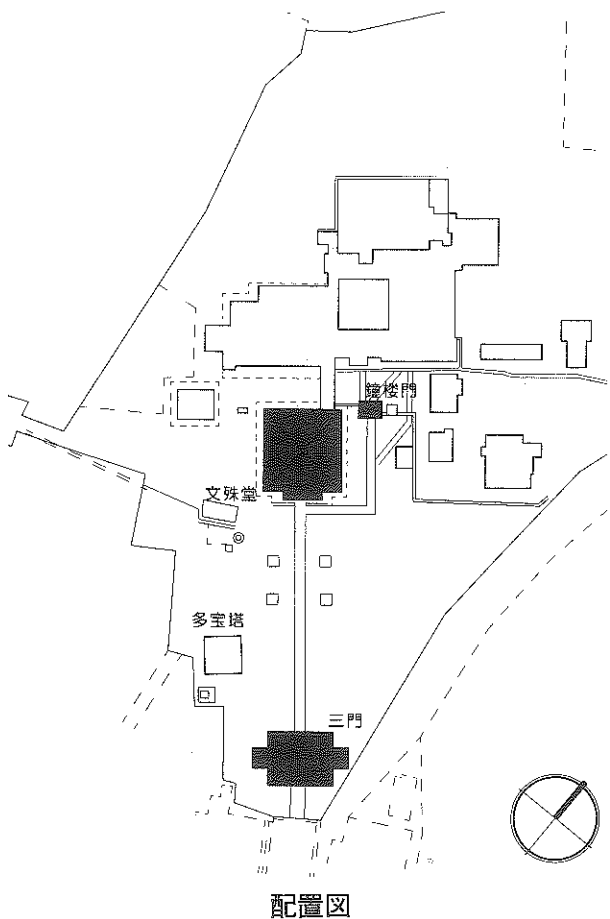
附 銘額 一枚

暎雲閣記

天橋山智恩寺は臨済宗妙心寺派の禪刹であり、文殊菩薩を本尊とする。切戸と呼ばれる小海峽を挟んで天橋立の先端と向かい合う砂嘴に境内を構えている。当寺は、文殊信仰の聖地として古くから「切戸の文殊」「九世戸の文殊」の名で知られ、日本三大文殊の一に数えられている。

境内は、大正十一年三月八日に名勝、昭和二十七年十一月二十二日に特別名勝となった天橋立の指定範囲に含まれる景勝地である。

伽藍は、南東から北西に向かう軸上に三門、文殊堂(本堂)、方丈を配している。方丈向かって右手に大玄閣を介して庫裏を並べ、大玄閣前に鐘樓門(暎雲閣)を開く。三門の後方左手には重要文化財の多宝塔が建つ。



当寺の創建については、天橋立と文殊信仰の古い伝承を記録した文書が数点確認されている。最も古いものは「九世戸縁起」(室町時代前期、府指定有形文化財)で、清厳正徹(二三八一—一四五九)の作と伝えられている。冷泉派の歌人として聞こえた禅僧が語る智恩寺の由緒は不明の伝承を多く含むが、延喜御門(醍醐天皇)から山号寺号を賜ったとの記述があり、当寺が延喜年間(九〇一—九二二)の創建と推測することができる。正徹以降の由緒にかかる文書の内容は、すべて「九世戸縁起」に倣っているが、永浜宇平が編んだ『丹後宮津誌』には、大同三年(八〇八)に、平城天皇の勅願で創建された寺を前身として、延喜四年(九〇四)に醍醐天皇から天橋立智恩寺の号を賜ったとある。

いずれにせよ、確たる史料を欠くため、創建の詳細は明らかではない。

創建時、密教寺院であった当寺は、嘉暦年間(一三三六—二九)、入元経験を待つ禅僧嵩山居中が入寺して以後、禅宗に改まったと見られる。応永二年(二三九五)九月には、相国寺を創建した足利義満が久世戸に詣でており、以後度々、この地に訪れている。中世の智恩寺は、五山派の禅刹として記録に見え、文明十八年(一四八六)、相国寺の彦龍周興(一四五八—九二)が智恩寺に滞在したときには、堂舎の修理のため勅進の文を作成している。

明応十年(一五〇二)には、不動明王への信仰が篤く大聖院に住した真言僧智海が、守護代延永春信を大願主として、惣奉行となり多宝塔(重要文化財)を建立した。近世に至り、国清寺にいた別源宗調が、寛永十年(一六三三)に第二代宮津藩主京極高広の命で入山し、山内の復興と組織や寺領の整備に努めた。この時から、智恩寺は妙心寺派に属している。

文殊堂(本堂)は、南東を正面として建つ正面五間、側面六間の堂舎であり、本尊に文殊菩薩脇侍善財童子優闍闍王像(重要文化財/鎌倉時代)を安置する。軽く照り起りを帯びた優美な宝形造の一重屋根を銅板葺として、正面に三間の向拝を葺きおろしている。当堂がほぼ現状の形姿となったのは、万治二年(一六五九)の棟札から、明暦元年(一六五五)に着工した大改修によると考えられる。このことは、平成九、十年に行われた修理工事で発見された宝珠露盤銘に「修造 明暦三年六月廿五日文殊堂上尊 國守四位侍従朝臣 高國」とあることから裏付けられる。



本堂 正側面

明暦の大改修にあたっては、内陣廻りに前身建物の旧材をそのまま用いており、四天柱からは文永七年（一二七〇）を最古として、室町時代後期に遡る墨書が見つかっている。万治二年の棟札にも、四天柱と礎石については「神代草創」から継承されてきたものと記されている。また、修理工事の際には、内陣の天井も古材を再利用していることが判明した。この天井にあわせて柱筋も寸法を定めていることから、内陣廻りについては中世以前の旧態を残していると見られる。

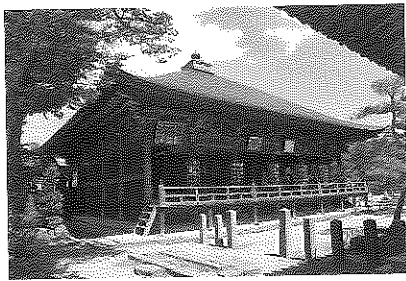
平面は、方三間の内陣の前面に二間通しの外陣、側背面に入側縁を廻らす。正面に擬宝珠高欄付きの落縁を設け、正面三間幅の向拝に五級の木階を設ける。側面廻りは、背面を葺戸とする以外、すべて吹き放しとしている。内陣は、中央一間四方に四天柱を立て、後方の来迎壁寄りに須弥壇、宮殿を置く。宮殿背後の来迎壁には、前面に両界曼荼羅、背面に釈迦三尊十六羅漢図が描かれている。内陣後方両隅に脇壇を備える。

内陣正面と側面前二間は、葺戸を吊る。側面後一間は、堅板張りに火灯窓を開け、背面は中央間のみ後戸を開いている。

軸部は、身舎を丸柱、向拝を角柱とする。身舎柱頭部は、頭貫で繋いでいるが、向背から内外陣境までを虹梁で飾り、その背面は、側廻りと内陣の繋ぎを欠いている。内陣周りには、内法長押を廻す。向拝は、水引虹梁で繋いでいる。身舎柱と向背両端柱は、海老虹梁で繋ぐ。

身舎の組物は、側周り外部を拳鼻付きの出組として実肘木で丸桁を支え、支輪を廻す。身舎内部については、側周り、内陣周りとも出三ツ斗とし、通肘木で各柱を繋いでいる。特に、側周り内側では、一目目に通肘木を廻して、柱筋との間に小天井を張る。向拝の組物は、中柱上を拳鼻付きの三ツ斗、両端柱上は連三ツ斗を載せ、実肘木で桁を支える。中備は、内外陣境から後方の一部に間斗束を用いる他は、墓股としている。内股の墓股が多く用いられるのは、この地域の特徴である。文殊堂の明暦以前の姿は、雪舟（一四二〇～一五〇六）の「天橋立図」（室町時代／国宝）に代表される、数ある天橋立図から推察することが可能である。

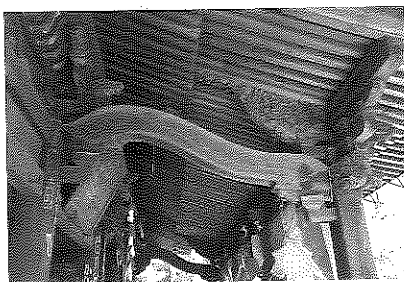
雪舟作のものでは、五間の裳階を付けた屋根の文殊堂が描かれている。智恩寺文殊堂は、四天柱に書かれた墨書等から、中世を通じて密教的性格を強く残した文殊信仰の霊堂として機能していたことがうかがえ、禅宗化以後も禅宗



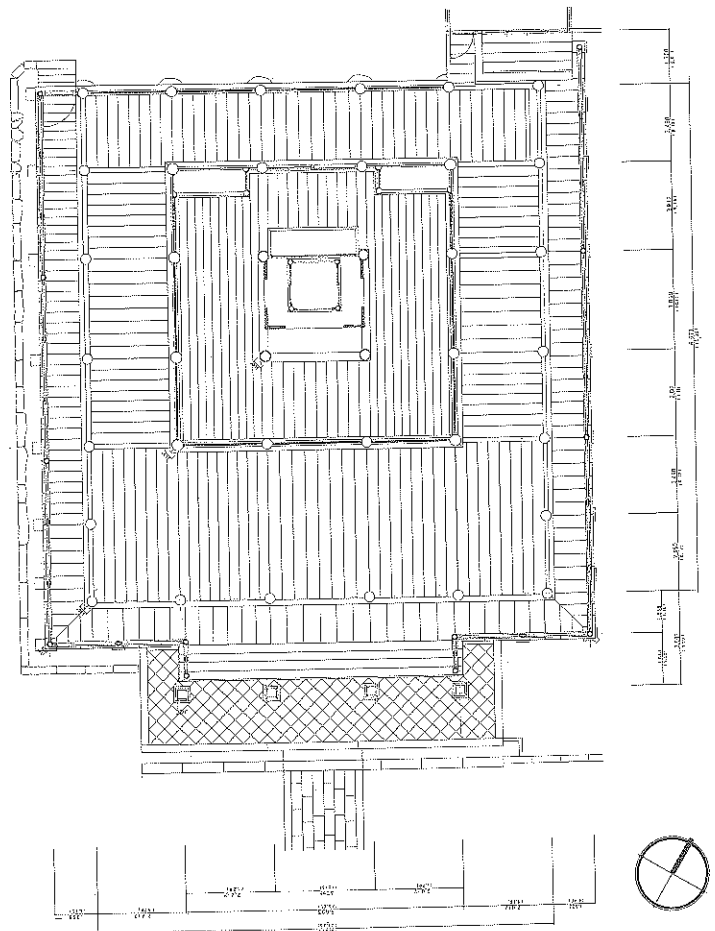
本堂 側背面



本堂 外陣



向拝まわり詳細



本堂 平面図

と密教とが同一の宗教的環境の元に保たれていたことがうかがえる。内陣廻りには、前身建物の形態を残しており、中世の文殊信仰の様子を伝える空間が遺る点で貴重であつて、明暦の大改修は、増加する参詣者のために外陣や向拝を補強したものと捉えられる。札所などの巡礼寺院によく見られるように吹放しの空間を多く用い、参詣空間の江戸初期における傾向を捉える上で価値が高い。また、旧材を用いた改造にもかかわらず、軽快優美な形姿を造りあげた棟梁大工（小香与三兵衛）が判明することも、丹後地域の近世大工の体系を考える上で欠かすことができない。さらに、天橋立に係る数多くの絵図が残され、ある程度は前身建物の形態を推定できることも特筆できる。

三門は、黄金閣と号す三間三戸の大型二重門で、南東に面している。

建立年代は、棟札から明和四年（一七四六）と考えられ、大工棟梁は丹後を中心に活躍した富田姓を持つ大工の一人、富田庄次郎とわかる。

下層は建具と壁を設けず吹き放しとしており、両側に山廊を備える。上層は一室とし後方に仏壇を廻らせ、釈迦如来像、十六羅漢像を安置している。四周に逆蓮擬宝珠付高欄をまわす。

下層の軸組は基壇上礎盤に粽付きの丸柱を建て、各柱を虹梁形の貫、頭貫で固め、台輪をおく。側まわりの組物は二手先、内部は出組で、内外共に詰組として、縦横に通肘木を渡している。中備には、内股の裏股を置く。

上層は、粽付きの丸柱を頭貫で固め、台輪上の三手先祖物を詰組としている。鎗付きの尾垂木は、肘木から一木で造り出す。軒は、上層を扇垂木、下層を平行垂木としている。

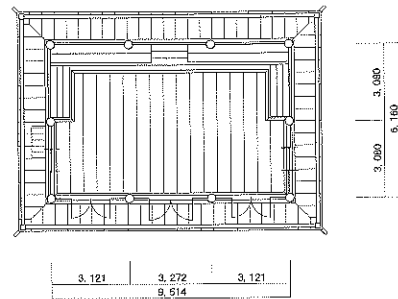
築造にあたっては、大工の出勤簿ともいえる出面板が残されており、工事に足掛け六年かかったことなど、当時の就労状況を伺うことができる。

智恩寺三門は、丹後地域に残存する最大の二重門であるとともに、本格的な禅宗様によってつくられた市内唯一の三門である。下層に扉を設けず、吹き放しとする所は特異であり、数多くの参詣者に対応したものと捉えられる。三門造営の全期間の就労状況を示す出面板については全国的に類例が少なく、建築生産史上重要である。

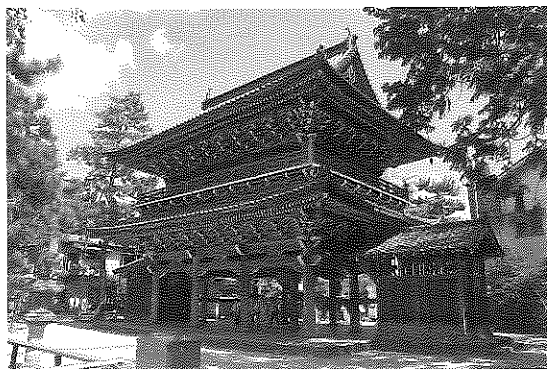
鐘楼門は、本堂向かって右後方に建ち、方丈と庫裏への門として設けられたも



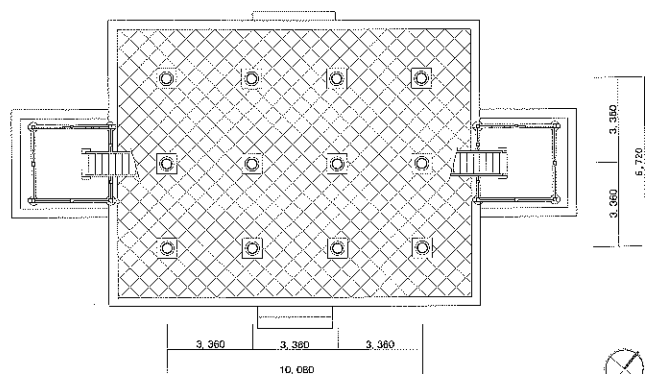
三門 正面



三門 上層平面図



三門 背側面



三門 下層平面図

のである。照り起りのある軽快な寄棟造を棧瓦で葺いている。

京都の商家木村正英が、相次いで亡くした二人の子女の菩提を弔うため、享保七年（一七二二）に建立したという。子女二人の法名「暁山慧察」「洞雲自照」から一字ずつをとって、暁雲閣と呼称されている。

一間一戸の楼門であるが、下層の両側に袴腰を付けて竜宮門としており、その内部は腰掛けとなっている。正面に向かって右側面の袴腰に切り込むように、上層への階段を設けている。上層は、一間四方の鐘を吊る室の周囲に逆蓮擬宝珠高欄を廻したものである。

軸部は、礎盤上に建てた丸柱を頭貫で固め、台輪上に上層高欄を載せる。上層は、丸柱に切目長押、腰長押、内法長押を廻し、頭貫を通して台輪状の桁を載せる。登り梁を外部に延伸し、桁を持ち出して出し桁とするところに小天井を張って、この地域によくみられる船柁造とする。

一間一戸楼門は、宮津市内とその周辺に多くの類例が見られ、この地域の門の一般形式となっている。その内、竜宮門形式をとるものについては、ほとんどが智恩寺の末寺であり、この地域で最古であるこの鐘楼門に末寺が倣ったものと見られる。

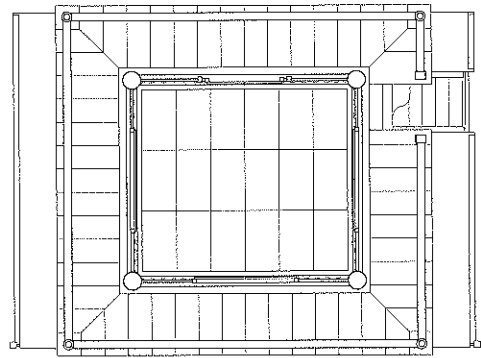
智恩寺鐘楼門は、上質な材を用い、独特の意匠で造築されたもので、当地域に分布する竜宮門の規範となる点で、重要な位置を担っている。

智恩寺は、中世から近世にかけて密教寺院から五山派寺院、そして妙心寺派寺院へと宗派を替えながらも、庶民信仰の対象、文殊菩薩を中心に据えた聖地として存続してきた。また、近世まで天橋立を境内に含んでいたこともあり、数多の天橋立図が示すとおり景勝地として多くの参詣者で賑わった。当寺の境内では、中世から連綿と続く文殊信仰の履歴を軸に、宗派を超えて展開した貴重な堂宇が参詣に供する開放的な空間を形成しており、天橋立とともに賑わった伽藍景観を今に伝えている。

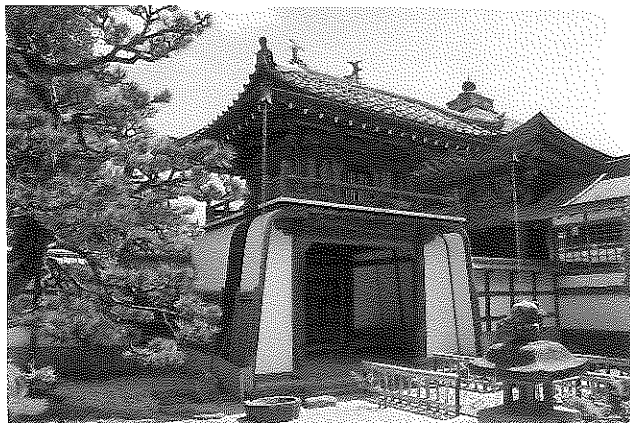
（岡本公秀）



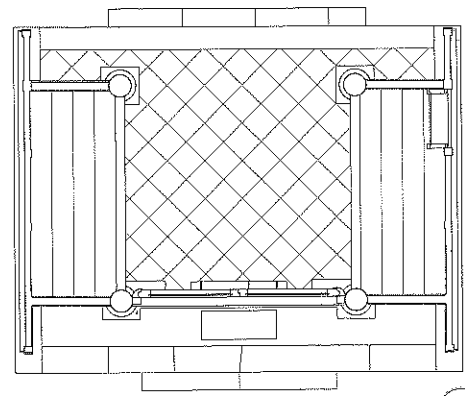
鐘楼門 正面



鐘楼門 上層平面図



鐘楼門 側背面



鐘楼門 下層平面図

無動寺観音堂

一棟（登録）

船井郡京丹波町粟野堀古ノ上五十番地

宗教法人 無動寺

観音堂 桁行五間、梁行四間、一重、入母屋造、鉄板葺

建築年代 室町時代後期

無動寺は、丹波地域を流れる高屋川沿いに開けた集落旧瑞穂町粟野の南端部に位置する曹洞宗寺院である。

創立及び沿革については、記録が失われているため詳細は不明であるが、元は天台宗寺院であったと伝わっている。曹洞宗に改宗された時期についてもはっきりせず、「寺社明細帳」（明治十六年）によると、兼宗を開山として正徳元年（一七二一）に改宗とあるが、大正四年の「船井郡誌」では、寛正元年（一四六〇）に元智を開基としたとあり、その正確な出緒は明らかではない。

棟札など観音堂建立の年代を明確に示す史料も見つかっておらず、寛政十一年（一七九九）の記録から、四方五間規模の建物が当地にあったと知られるのみである。建立年代については、外陣の墓股や内部側面の手挟なほさくなど細部の様式から室町時代後期と見られる。

観音堂は、正面桁行五間、側面梁行四間の規模を持ち、正側面に切目縁を張る。

平面は、前方二間通りが畳敷きの外陣、後方二間分が内陣、脇陣及び後戸からなる。内陣は正面三間奥行二間で、外陣と中敷居を介して設けられているが、奥行の柱間が側通りよりもやや狭く、背面に半間ほどの余間ができるため、その部分を後戸としている。内陣の両脇間は脇陣である。

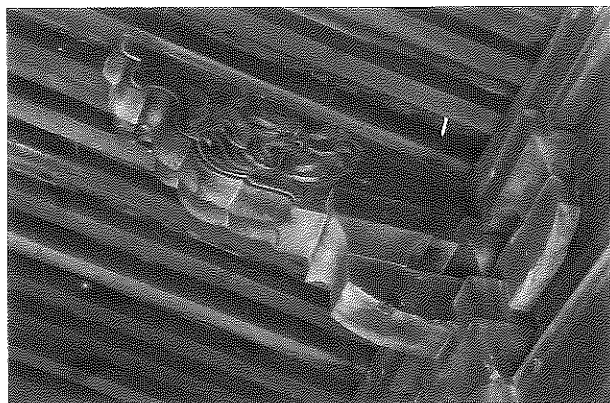
軸部は、自然石上に丸柱を建て、切目長押、内法長押、頭貫で固める。柱上には出三斗を組み、中備に間斗束を置くが、背面のみ柱で桁を直接受ける。外陣では、入側柱を省略して掛けた大虹梁の中央に板墓股を置き、天井桁を受ける。外陣の側面柱上には、彫刻入りの手挟を飾る。



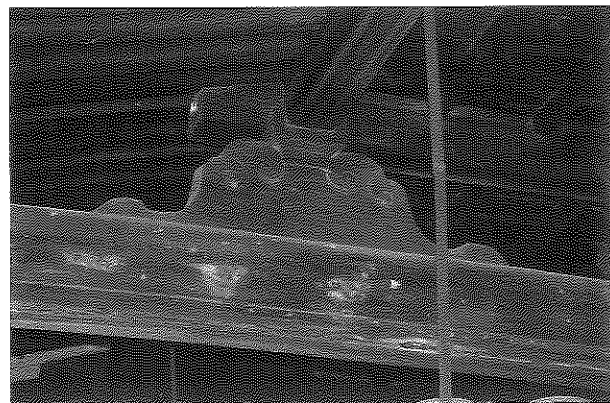
外陣



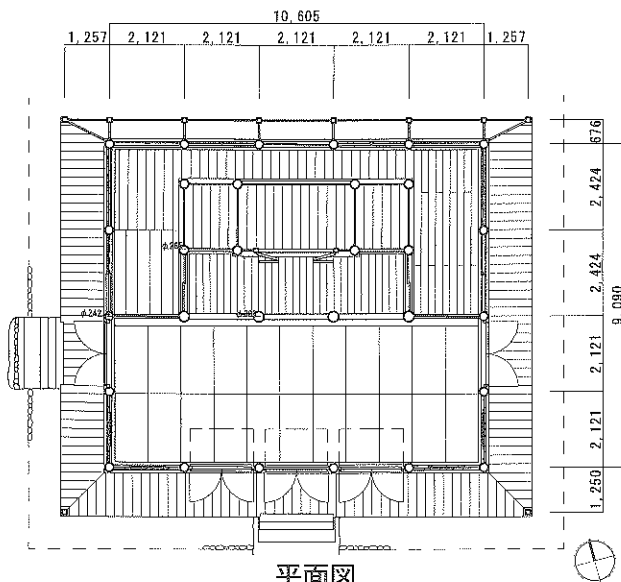
正側面



外陣の手扶



外陣大虹梁上の暮股



平面図

天井は、内陣と外陣の身舎部分は竿縁天井、正側面一間通りは繁垂木の化粧屋根裏天井とする。軒は、一軒棟垂木。柱位置のみ垂木を手挟んで配する。丹波地域には、観音堂・地藏堂・薬師堂など地元の人々によって護持される村堂が、二、三集落に一棟の割合で存在する。これらは、本尊を祀る以外に、民俗行事や集会施設として利用され、そのため広く開放的な外陣を持つのが特徴である。当堂についても、実際の管理は地元の人々により行われており、外陣・脇陣の風触跡から、古く村堂に近い利用形態があったと見られる。村堂の代表的な遺構には京丹波町下栗野の観音堂（重要文化財）があるが、軸部には装飾が無く、天井も貼らない簡素な造りをしている。それと比較をすれば、前述のとおり、外陣の架構や天井は非常に質の高いものであり、村堂としては異例の間とも捉えられる。

改造については、内陣及び側廻りに残る痕跡や、内陣を取り巻く脇間及び背面入り側廻りの風触から、建立後、幾度と無く手を加えられてきたことが読みとれる。近世に、内陣廻りや側廻りを改変し、その後も小屋組より上部を改変するなど、当初の形態を変更した部分はあるが、その他は保存状態も良い。なお、屋根葺材については、平成十九年秋に茅葺から鉄板葺に改められた。当建物は、宗教施設として格式高く造られる一方で、地域住民の信仰に根ざして護持され使用されてきた経緯を示す仏堂であり、丹波地域における室町後期まで遡る遺構として、また中・近世村落社会における住民信仰を伝える建築として民俗学的にも資料価値の高い遺構である。

（岡本公秀）

美術工芸品

絹本着色日吉山王垂迹神曼荼羅図
けんぼんちやくしよくひえさんのうすいじやくしんまんたらす

一幅（絵画・指定）

京都市上京区出水通室町東入近衛町

社団法人 京都當道会

（京都国立博物館寄託）

法 量 縦一一五・八センチメートル、横四六・〇センチメートル

品質構造 絹本着色掛幅装（一副一鋪）

時代 鎌倉時代

保存状況 画面最上部に欠失があり、補絹と補筆が見られる。向かって左端には、等間隔に同型の欠失が見られ、補絹と補筆が行われている。恐らく巻いた状態で何らかの損傷を蒙ったものと思われる。向かって左端の補絹と最上部の補絹とは別質で、補修の時期は異なると推測される。画面向かって左端は、向かって右に比べ余白が少なく、切り詰められたものと思われる。

図 様 画面の upper 段に、山王二十一社のうちの上七社の神影を、僧形の大宮を中心として左右に三体ずつ縦に並ぶように配置する。中段には四体ずつ四段に分かれて、上から一段目と二段目に中七社の神影、二段目から四段目までに下七社の神影、四段目向かって左端に護因、向かって右端に赤山明神を描く。画面下段の外廊部分には金色と青色の二体の獅子が描かれる。また外廊部中央から階段や手摺の外には、様々な姿態の七匹の神猿が表されている。画面最下部両脇には、呉竹と漢竹かと思われる二種の竹が描かれている。

日吉山王本地仏曼荼羅図とともに京都當道会に伝来した、鎌倉時代の制作にな

美術工芸品

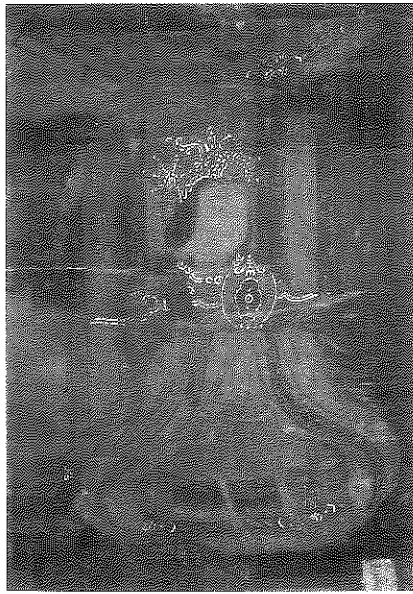
る日吉山王垂迹神曼荼羅図である。

日吉山王曼荼羅は、比叡山の護法神である日吉社への信仰を背景とするもので、鎌倉時代以降の遺品が知られている。現存遺品の図様は多岐に亘るが、その形式から、(一)宮曼荼羅と呼ばれ、日吉(比叡)山の自然景観の中に山中の各社の社殿・祭神・本地仏などを描くもの、(二)建物の内部に見立てた画面の中に、各社の祭神・本地仏などを配置するもの、(三)無背景の画面の中に、各社の祭神・本地仏などを描くものに大別される。本図は、このうち二つ目の部類に属するもので、建物に見立てた画面の中に山王各社の神影を描く。特に、山王二十一社に護因と赤山明神を加えた二十三社を描く点が特徴で、同種の作品としては、大津坂本・生源寺伴本が知られている。図像的にも酷似しており、共通の祖本を持つかと思われるが、各像を見ると、本図はより謹厳な筆致で描かれ、衣文や台座の文様も丁寧に施されている。また、装身具には金泥による盛り上げ表現が認められ、早尾神像の赤い袍などには彫り塗りの技法が用いられている点も注意される。

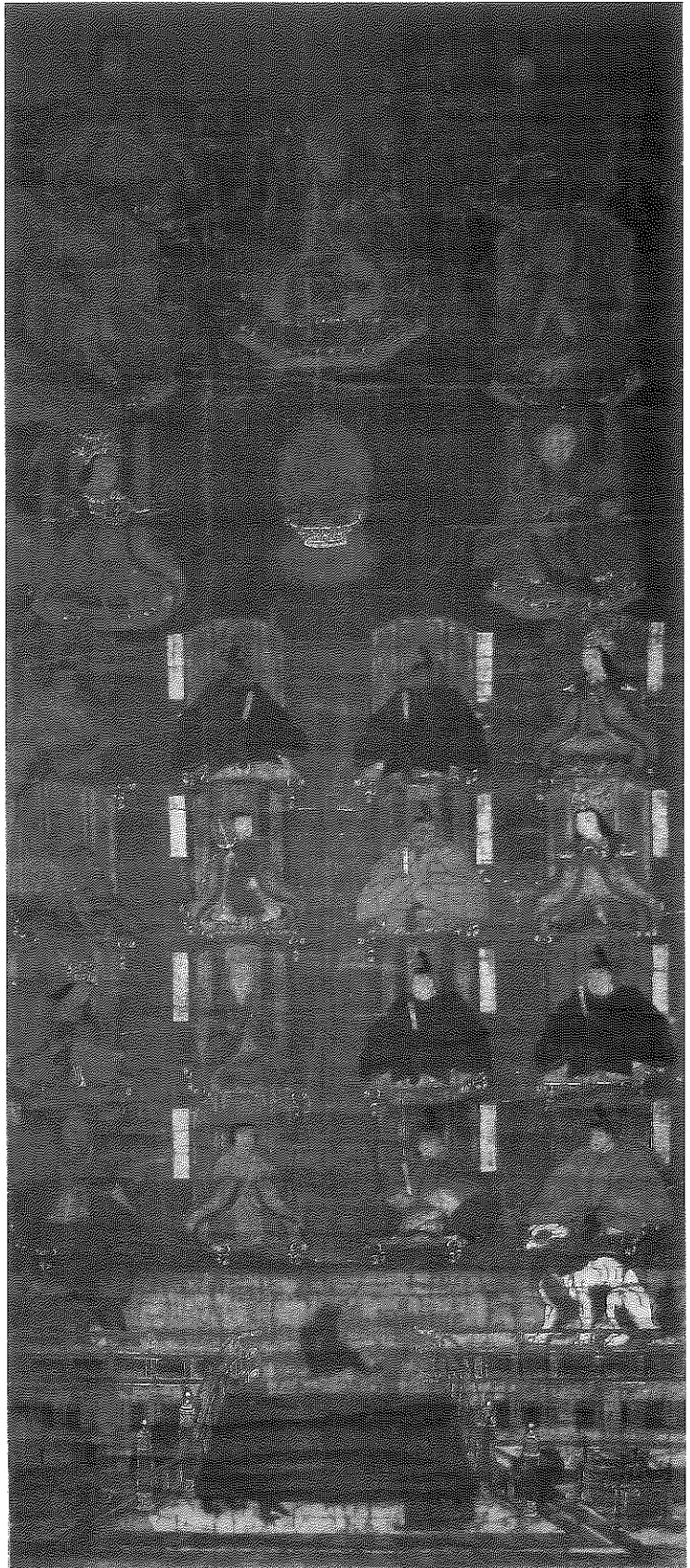
他本と比較して図像的に大きく逸脱する内容は見られないものの、衣文の文様や金泥による装飾具の表現に精緻なものが見られ、顔貌表現にも筆技の確かさが窺える。一部図像の欠失部分があることが惜しまれるが、描法、賦彩の特徴から制作年代は鎌倉時代後期に遡ると考えられ、京都府内に伝存する山王垂迹神曼荼羅図の中でも最も古い遺品として貴重なものである。

なお本図は、共箱ではないが、日吉山王本地仏曼荼羅図とともに、江戸時代初期に制作されたと思われる菊桐紋の蒔絵の箱に収められて伝来した。

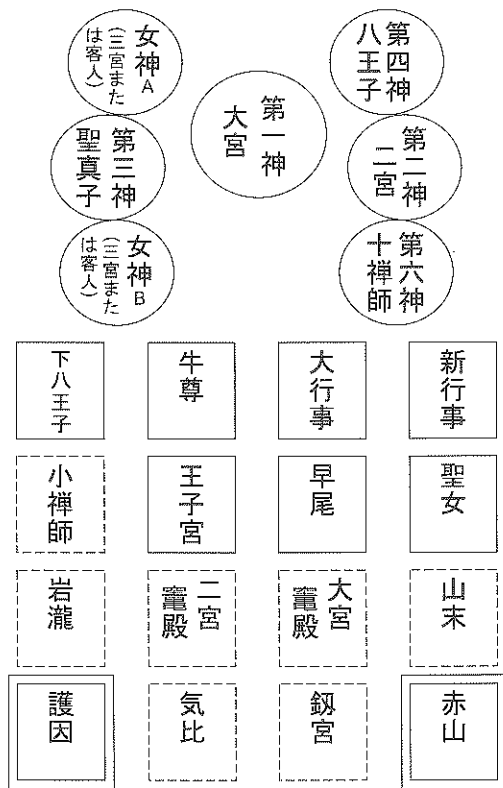
（筒井忠仁）



女神像B拡大



日吉山王垂迹神曼荼羅図



（配置図）『日吉山王垂迹神曼荼羅図』

○ 上七社 □ 中七社 □ 下七社

絹本着色日吉山王本地仏曼荼羅圖

一幅（絵画・指定）

京都市上京区出水通室町東入近衛町

社団法人 京都當道会

（京都国立博物館寄託）

法 量 縦一一六・三センチメートル、横四二・九センチメートル

品質構造 絹本着色掛幅装（一副一鋪）

時代 南北朝時代

保存状況 概ね良好だが、一部に折損や絵の具の剥落が見られる。

図 様 建物に見立てた画面の中に、山王二十一社のうちから十社を選び出し、

その本地仏を描く。建物内部の青無地の床の上には上七社の本地仏が配される。中央に大宮の本地仏である釈迦、向かって右下に二宮の薬師、左下に聖真子の阿弥陀を配置する。上部中央には八王子の千手観音、向かって右下には客人の十一面観音、左下には三宮の普賢が配され、大宮の下、中央下段には十禪師の地藏が描かれる。画面下の縁側には、中七社のうち、向かって左から大行事の毘沙門、聖女の如意輪観音、早尾の不動の三体の本地仏が描かれる。画面最上部には赤地に牡丹の花をあしらった幔幕がたくしあげられ、その下に見える建物の後壁部分には水墨山水画が描かれている。後壁は、柱によって三つの画面に区切られるが、中央には、遠山を背景としながら水面に浮かぶ一隻の舟と樹木や岩に囲まれた水辺の建物が表され、向かって右の画面には庵を訪う僧侶、向かって左には岩場と樹木などが描かれる。

京都當道会に伝来した日吉山王本地仏曼荼羅図で、日吉山王垂迹神曼荼羅図とともに検校職の免許皆伝の儀式に用いられたという伝承を持つ。京都當道会の前身である當道座に関する近世期の諸記録には、儀礼の際に日吉山中の祭神の御影を掲げていたと推測させる記述もあり、この伝承も見逃ごしえない。

図様は、各種山王曼荼羅の中でも、建物に見立てた画面の中に、山王二十一社のうちの各社の本地仏を描く系統に属する。二十一社の内の上七社が同様の配置

を見せる本地仏曼荼羅図はいくつか知られているが、縁側に中七社の内、大行事の毘沙門、聖女の如意輪観音、早尾の不動の三体の本地仏が描かれるものは、より時代の下るメトロポリタン美術館本しか知られていない。本図も写し崩れと思われる箇所が見られ、共通の祖本を持つと思われるが、極めて謹直で丁寧な筆線と、細部の稠密な描写はいまだ形式化する以前の様相を示しているといえる。幔幕に見られる牡丹文様もふつくらと形よく描かれており、室町期に見られる偏平な形態の牡丹は見られない。また、後壁に水墨山水画が描かれる例は、他本には見当たらず、特筆される。その様式は、中国北宋山水画の影響を受けた愚深ら日本^{（註）}の禅僧画家の作風にも通じており、画面画とはいえ、当代の水墨画が描かれている点で資料的価値がある。

各像の謹厳な描写は、鎌倉期の仏画の描写にも比肩しうるものであるが、画面水墨画の様式から見て、鎌倉期には遡りえず、制作年代は南北朝期と考えるのが妥当であろう。日吉山王本地仏曼荼羅図の多くが室町期以降の制作にかかると、本図は、南北朝期にまで遡りうる、京都府内でも最古例に属する遺品と認められ、類例稀な図様と合わせて、絵画史上において高い価値を有する極めて貴重なものである。

参 考 『新式 當道座中式目』元禄五年

年中之儀式

一 十宮神崇め敬ひ可信仮にも不可軽十宮神は本来山王二十一神の中十社を以當道皆座の為守護神と奉崇に依て十宮神敬白す

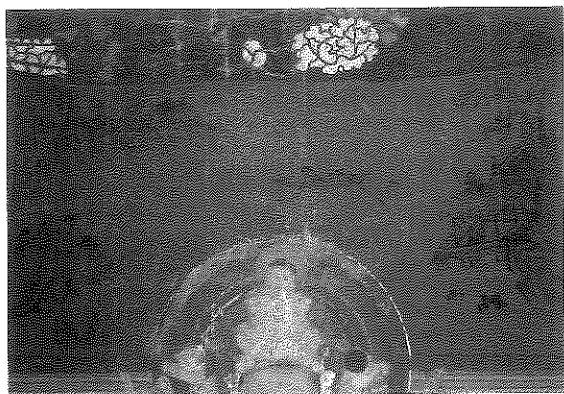
（中略）

一 十宮神御影の於御前に諸礼相済迄可無言又珠教持叟惣檢校職二老三老に可限吏

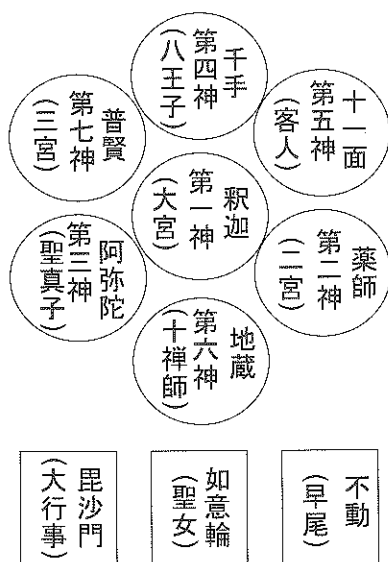
（後略）

〔渥美かをる編〕『當道座・平家琵琶資料』奥村家蔵（大学堂書店、昭和五十九年）所収

（筒井忠仁）



後壁水墨画（画面最上部）拡大



〈配置図〉 『日吉山王本地仏曼荼羅図』

○ 上七社

□ 中七社

日吉山王本地仏曼荼羅図

木造十一面観音坐像

一 軀 (彫刻・指定)

亀岡市東別院町南掛寺の前

宗教法人 甘露寺

法 量 像高 八五・一 髮際高 七二・〇 髮際ノ頸 一六・六

面奥 二一・九 面幅 一六・二 耳張 二二・五

胸奥 二二・六 腹奥 二六・二 臂張 五六・〇

膝張 七四・四 膝奥 四二・八

(単位：センチメートル)

形 状 髻頂に仏面、天冠台上地髪部に化仏十面を配する。白毫相を表し、耳

朶は環状、髪一条耳にかかる。三道を彫出。条帛、裳を着け、天衣は

両肩から懸け、両脇を垂下して両脚部に到達する。右手屈臂し、仰掌

して右膝上に置き、左手屈臂して胸前で持物を執る。左足を前にして

結跏趺坐する。両手上腕部に、臂釧を表す。

品質構造 框材、一木造、現状は素地を呈する。頭体主要部を堅一材から彫出。

天冠台、臂釧、条帛、天衣も彫出する。ただし、右膝、左膝正面の板

状材、左足首の方形材、条帛の左肩から腹前にかかる部分は別材とす

る。内刳りは概ね像底を浅く削るのみだが、像底中央部に円筒型の窪

みが見られる。

保存状況 頭上面全て、白毫、右手首より先、左手肘より先、左耳朶、持物は後

補。髻上半部を欠失。

時 代 平安時代

本像は、亀岡市東別院町にある曹洞宗寺院甘露寺に伝来した十一面観音坐像である。頭部から脚部にいたるまでを框の一材から彫成した一木造で、材の最大幅は六十センチメートルほど、木芯は左足踵前方辺りにある。芯を避けるためか、膝奥は、全体のバランスからすると、やや詰まった印象を与える。しかしながら、頭部は奥行きがあり、頬も豊かで、肩や膝の張りも十分にとられている。胸部も

ゆつたりと厚みがあり、絞り込まれた腹部がかえってそれらを強調し、量塊感のある堂々とした姿に彫り出されている。顔は、眉から鼻梁にいたる曲線に極めてシャープな稜線を施し、口は小振りながら、厚みのあるしつかりとした作りとなっている。脚部を覆う翻波式衣文の表現などと共に、こうした点は、平安初期彫刻、特にいわゆる「檀像」の諸特徴を顕著に伝えている。また、頸部後方から両肩にかかる鋭い鑷を作った襟の表現も注目されるが、こうした表現は、奈良時代の高山寺・乾漆薬師如来像などにも通じるものである。

それにもかかわらず、一方では、右と異なる傾向もみられ、胸や腹部を実際に盛り上げた形で彫出するのではなく、形式的な線彫りによって表すという絵画的な表現も指摘される。また、顔貌表現を見ても、鼻筋から眉にいたる鋭い面取りの稜線や、環状の耳朶とそこにかかる一条の弁髪との間には、形式的な類似を見せながら、いずれもよりおだやかでより素朴ともいえる表現に変わっている。こうした点は、いくぶん時代が下降することを示唆している。さらにこれら表現の混在は、中央の新様式を摂取した当時の地方における造像のあり方を物語るともいえよう。

このように、様々な要素を混在させた本像であるが、制作年代は九世紀後半にまでさかのぼり、南丹地域における随一の古像として、また、平安前期における地方(在地)造仏の一つの様相を示す遺品として貴重なものである。

参 考 台座・光背は後補。台座下框右前側板裏面に以下のような墨書銘を有する。

東□とうりん四条下る□
□□□□□□□□□□□□□□□□
八□□□□□□□□□□□□□□□□

(筒井忠仁)



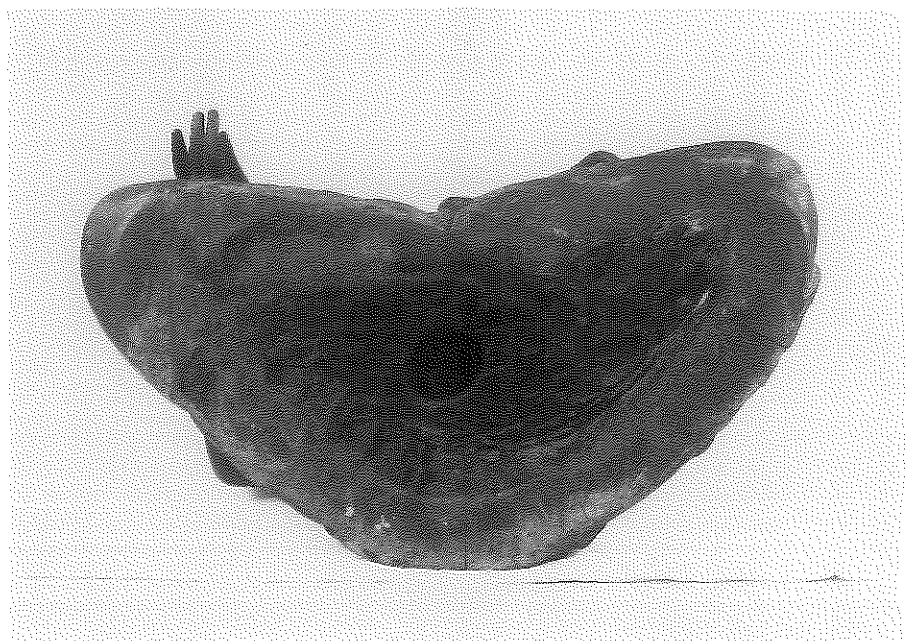
木造十一面観音坐像



頭部右側面



左側面



像底

東福寺永明門派歷代文書墨跡

藏山順空雲居寺規式

正光庵規式并經教文字道具家具目錄

大道一以新規式

大道一以遺偈

永明院三塔頭条々新規

永明院院主明禪智覺庵守塔明中連署事書

附 藏山順空禪師号奏請狀

六幅 (書跡・典籍・指定)

一幅

一幅

一幅

一幅

一幅

一幅

京都市東山区本町十五丁目

宗教法人 永明院

法量 藏山順空雲居寺規式 縱二八・六、横四一・八、

正光庵規式并經教文字道具家具目錄 縱三一・八、横一二三・五、

大道一以新規式 縱三〇・七、横四八・一、

大道一以遺偈 縱二九・三、横八一・三、

永明院三塔頭条々新規 縱五〇・三、横一二三・八、

永明院院主明禪智覺庵守塔明中連署事書 縱三四・七、横八九・四、

附 藏山順空禪師号奏請狀 縱九四・五、横五一・五、

(單位：センチメートル)

形狀 掛幅裝
鎌倉時代、室町時代

積文 藏山順空雲居寺規式

雲居 勤行已下規式

一、以当所為塔頭、有志之族可守遺跡□

一、恒例坐禪諷經、不可懈怠

一、末代永以門徒宿老中、器量之仁、可為□□、

辭退之時者、遺弟寄合可相計真俗、但縱雖

□不存興隆、猥令私用常住物者、不可住院、

一、或云御堂屋々敷、或云仏具常住物等、任雅□□

却之条、永可停止

一、門徒与本主、付大小事、不可□□

一、聖教語錄法衣道具已下〔目錄／在別〕雜物等不可出候

一、住侶之中、不和之衆出來者、經穩便之評定不可□、

右、大概若斯、至細々事者、臨時可令□□

狀如件

德治二年丁未五月日

藏山叟順空(花押)

正光庵規式并經教文字道具家具目錄

正光庵規式并經教文字道具家具目錄

定条々

一、与本院和睦合休不可有確執、毎日

諷經同時可致勤行矣

一、庵中聖教語錄文字等不可出他

所、有一見之志者、於庵中放過

之、庵外受用努々可停止、於此

一領者、守塔者、固可守制法者也

一、家具事不可出門外、受用之時、

有破損紛失事者、即時加修理

以可補之

一、門徒小師有鬪諍喧嘩事者、不

問理非可擯之

一、諸末寺等文書如守兩眼、不可紛失

者也

一、法衣道具等事、任日記旨固可守之

一、四部弟子等寄進小名田、守文書旨

可全知行也

一、諸末寺長老事、門人守器量仁、可補其職也

一、山田庄年貢拾石、如存生時運上

之、可為 頂相之供具燈明、守塔者、

要路不可致怠慢矣

右、条々所録、如此守塔之者自余小師

等固可守此旨、若有違犯之者、

門人相共加評戒、可擯之者也、

延文元年丙申四月日

固山叟(花押)

「方印(固山)」「方印(老聾)」

大道一以新規式

「定

当院新規

塔主御影侍者外、於門徒

中隨時拜請器用之仁一員

為定奉行、月々每晦可遂

結解算用也、常住土貢無

幾一粒一錢不可容易、向後

固守此旨、可為龜鏡焉耳

康安元年十月 日 一以(花押)

大道一以遺偈

「無生一曲／調滿虛空／陽春白雪／碧雲清風

大道一以(花押)

応安三年二月廿六日

永明院三塔頭条々新規

(端裏書)「三塔頭新規」

「定置

永明院三塔条々新規

一、門徒清衆於公私不可異議、不可以落書是非人或書壁、或述作之時、

書題紙事

一、正光庵敷地竹木等、任根本之義、可為本院管領事

一、智覺庵敷地竹木等、任文書之旨、可為本院管領事

一、門徒昇進時、公錢各壹貫文可出之、但除侍藥常住闕之時者、以此

脚可充修正点心、其余可為修造方事

一、新掛塔門徒之礼義、各可出五百文、但除十五已前、聚此脚而可勤

門徒類講、但臨時所用出來時者、加評議可受用事

一、本寺諸門徒、自然確執騷亂時、囚人之語、楚忽不可相同、加門徒

評議、可隨塔主并耆宿命事

一、飛磔可停止事

右、此条々向後堅守此旨、可遵行、殊更落書・飛磔不可見隱・聞隱、

若違犯之輩者、可加治罰、其時或号法眷子弟不可支、若背此旨者、可

蒙本寺開山当院圓鑑禪師并固山・大道之冥罰者也、其上者雖為一事、

犯法輩者、可令出院、如此事書於向後為門徒和穆所定置如件

永德元年六月廿六日

(署名略)

永明院院主明親智覺庵守塔明中連署事書

「正光与当菴僧衆和睦

□体而勿致諍論確執、若異議出來

時者於衆中加評定、可隨公儀矣、背此

旨輩は、可放門弟中者也

己酉之歲六月一日

大道

智覺龜鏡

一、書籍不許它借用、法眷中受用時者

出一倍文質可借之

一、画軸不可出門外、若有可出子細、法眷加評議可定之

一、法衣不許出庵中、遺弟中瑞世時隨所望而可用法衣（但洛中瑞世時者、可許借之、遠行時者、平絹法衣可借之）

一、常住米錢納下行、御影侍者可弁之、至

每月晦日可遂算用、可塔主并多衆証明之

一、常住椀・折敷・細々家具等隨時宜而塔主侍影相共可弁之、不可容易

一、座中入門徒事、臨時衆法眷中加評議可免之、不隨法度者、口入人相共可出之

一、菴中病僧居住事、一人免之、若二人相統者、相共即日可出庵中、固可守此法、若有違

背之輩門中不可会合者也、衆議定之

右此条々、去心安・康曆兩度加

評議事書連判而之、仍今一紙写之

応永九年二月廿六日 永明院主明昶（花押）

智覚守塔明中（花押）

東福寺塔頭の永明院は、東福寺第六世の圓鑑禪師藏山順空（二二三三〜二三〇八）が弘安二年（一二七九）に開創した寺院で、固山一鞏（二二八四〜二三六〇）、大道一以（二二九二〜二三七〇）、金山（金峰）明昶（二二四三）と歴代に学僧を輩出した。現在、永明院には、これら歴代の墨跡・文書が残されている。藏山順空門下は永明門派と称され、歴代の墨跡・文書は永明門派の形成過程を物語る史料であり、中世禅宗史を研究するうえで貴重なものであり、一括して保存をはかるものである。藏山順空雲居寺規式は、順空が死の前年の徳治二年（二三〇七）に、東山の雲居寺を塔所（墓所）と定め、門徒たちに仏事等遵守すべき事を七箇条として、定めたものである。この塔所は、没の二年後に、東福寺永明院に移された。順空は、東福寺開山聖一國師円爾弁円（二二〇二〜二八〇）のもとで修行し、のち

鎌倉で蘭溪道隆に学んだ。建長寺にあるとき、執権北条時頼の勧めで入寺し帰国後は筑前承天寺に住したが、推挙を受けて東福寺第六世となった。肥前に高城寺を開創。日本の臨済宗のなかに純粋な宋朝の禅をひろめた。弟子に大道一以や固山一鞏がいる。順空の書は、残されているものが少なく、貴重である。

正光庵規式并経教文字道具家具目録は、固山一鞏が、自らの塔である永明院内正光庵の規式を定めたものである。永明院と和睦し、諸文書を紛失すべからざること、法衣道具等を守ることなど九箇条が挙げられている。固山一鞏は、当代随一の学僧として高名であり、名筆家としても知られている。本規式も、その名筆を充分に示している。

固山一鞏は、肥前の人で順空が開いた高城寺で師事した。東福寺（第二十二世）天竜寺の住持を勤める。順空の臨終に、弟子でただ一人立ち会ったことで知られる。

大道一以新規式は、藏山順空の法を嗣いだ大道一以が、永明院においては、門徒の中から器用の仁一名を奉行と定めて毎月晦日に結解算用することを定めたものである。

大道一以遺偈は、応安三年（一二七〇）二月二十六日の死去の日に執筆されたものである。「無生一曲、調虚空に満つ、陽春白雪、碧雲清風」と四行に記し、署名し、花押を据え、日付を書くが、行の運びは乱れ、末期の様態を示している。大道の塔所は、永明院内智覚庵である。

大道一以は、出雲の人で、東福寺で藏山順空に師事し、ついで永明院に入った。淡路に移り守護細川氏の庇護で安国寺を開創し、淡路島に禅宗を広めた僧として知られる。また、この地で画僧吉山明兆を弟子としたことでも著名である。延文元年（一三五六）東福寺第二十八世となり、南禅寺にも住した。東福寺の書庫に所蔵される經典類を整理し目録（「普門院藏書目録」、重要文化財）を整備し、貴重書を書写した。南北朝期の東福寺を代表する学僧の遺偈として尊重されるべきものである。

永明院三塔頭条々新規は、大道一以と固山一鞏の弟子たちの代になり、永明院と智覚庵、正光庵の門派三塔頭寺院の間で争論があったようで、その和睦のために門派に属する僧が、公私における異議の禁止、飛礫の停止、騒乱のときは永明院主の命に随うべきこと等を定めたものである。此の旨に違犯するものは、開山

圓鑑禪師や固山・大道の冥罰を蒙ると起請文の形式を取っている。署名者中に明兆の名と壺印があり、絵画以外では唯一の例として注目される。同輩中に一人だけ花押ではなく壺印であることは、画僧としての立場を示すものであるうか。なお、この文書は、本来続紙であったものを、表装するときに事書き部分と署名部分とで切り離し、上下に継ぎ替えたものである。原寸は、縦二七・九センチメートル、横二二七・六センチメートルに復原される。

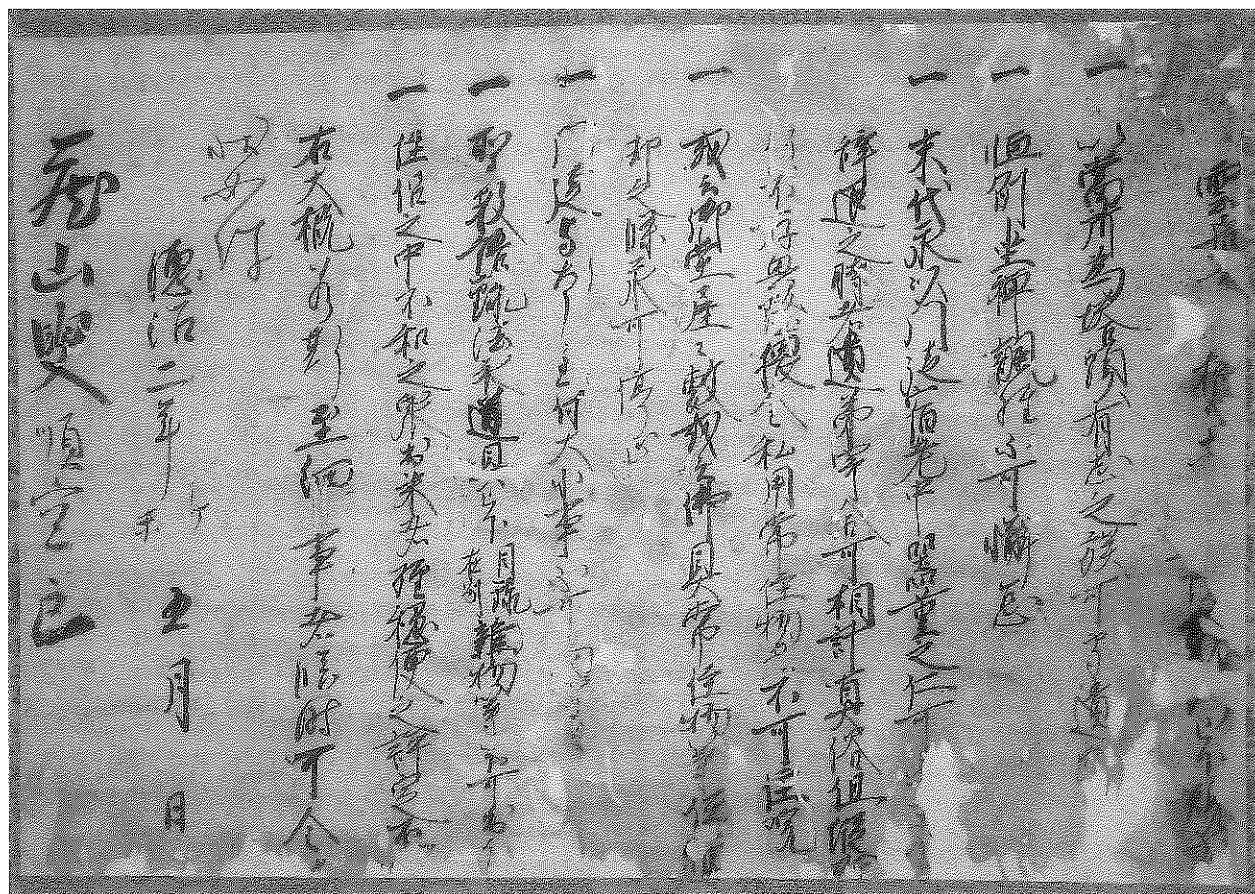
永明院院主明昶智覚庵守塔明中連署事書は、大道一以が己酉年（応安二年（一二三六〇））六月一日に定めた「智覚龜鏡」を、康暦年間（一二七九〜八一）に再度評議したものを、応永九年（二四〇二）に改めて確認したものである。智覚庵と正光庵とが和睦することを求め、異議は衆中の評定により公議に随うことが大道により定められた。さらに書画や法衣を庵外に出さないことなど七箇条の規式が、門中の衆議として定められている。

永明院主として署名している金山（金峰）明昶は、安芸の人、永明院で大道一以に師事した。東福寺第七十世を勤め、永明院内での固山、大道両師の弟子たちの争いの調整を計り、永明門派が東福寺内で重きをなすに力があつた。

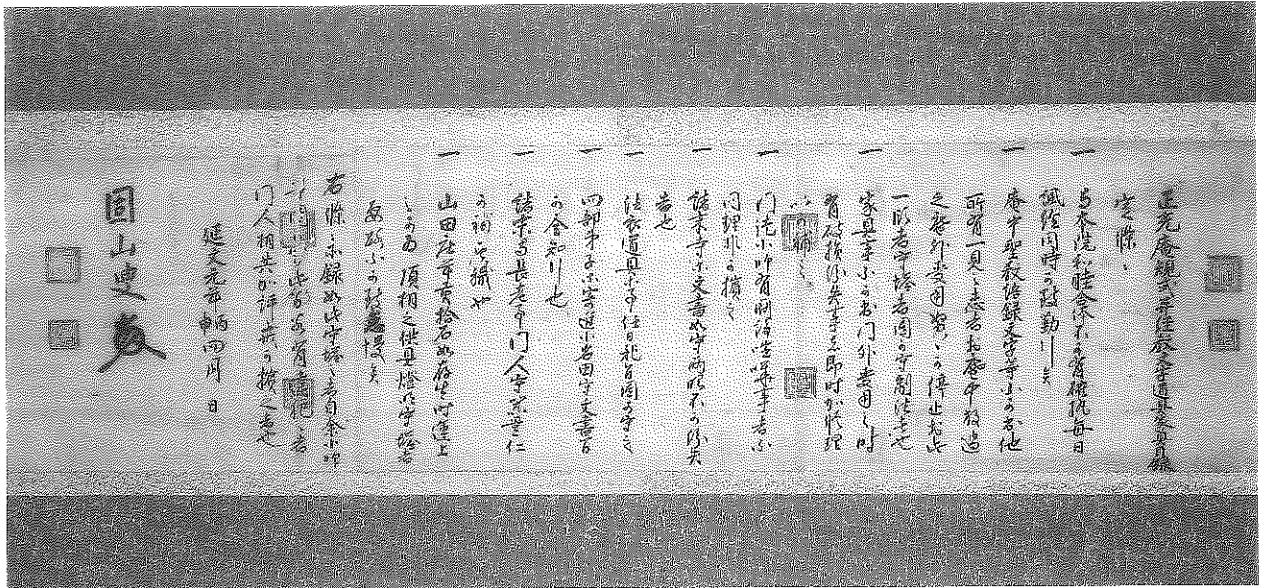
附の藏山順空禪師号奏請状は、順空に禪師号を賜るように、朝廷に請願したものである。順空の没後、門徒等が禪師号の下賜をたびたび願っていたが、なかなか勅許されなかった。この請願が功を奏したのか、正和三年（一三二四）九月五日になり、伏見土皇から「圓鑑禪師」号が贈られた。筆者を明らかにしないが、藏山順空の履歴に関する文書として附指定し、合わせて保管を図るものである。なお、この文書は、本来続紙であつたものを、表装するときに縦に継ぎ替えたものである。原寸は、縦三一・五センチメートル、横一五四・一センチメートルに復原される。

以上のように、永明院に伝わる永明門派歴代の墨跡は、鎌倉時代後期から室町時代前期にかけての時期に、東福寺内塔頭寺院で、どのように門派組織が形成されていくのかを示した、まとまった墨跡類として、東福寺史のみでなく中世禅宗史上においても貴重なものである。

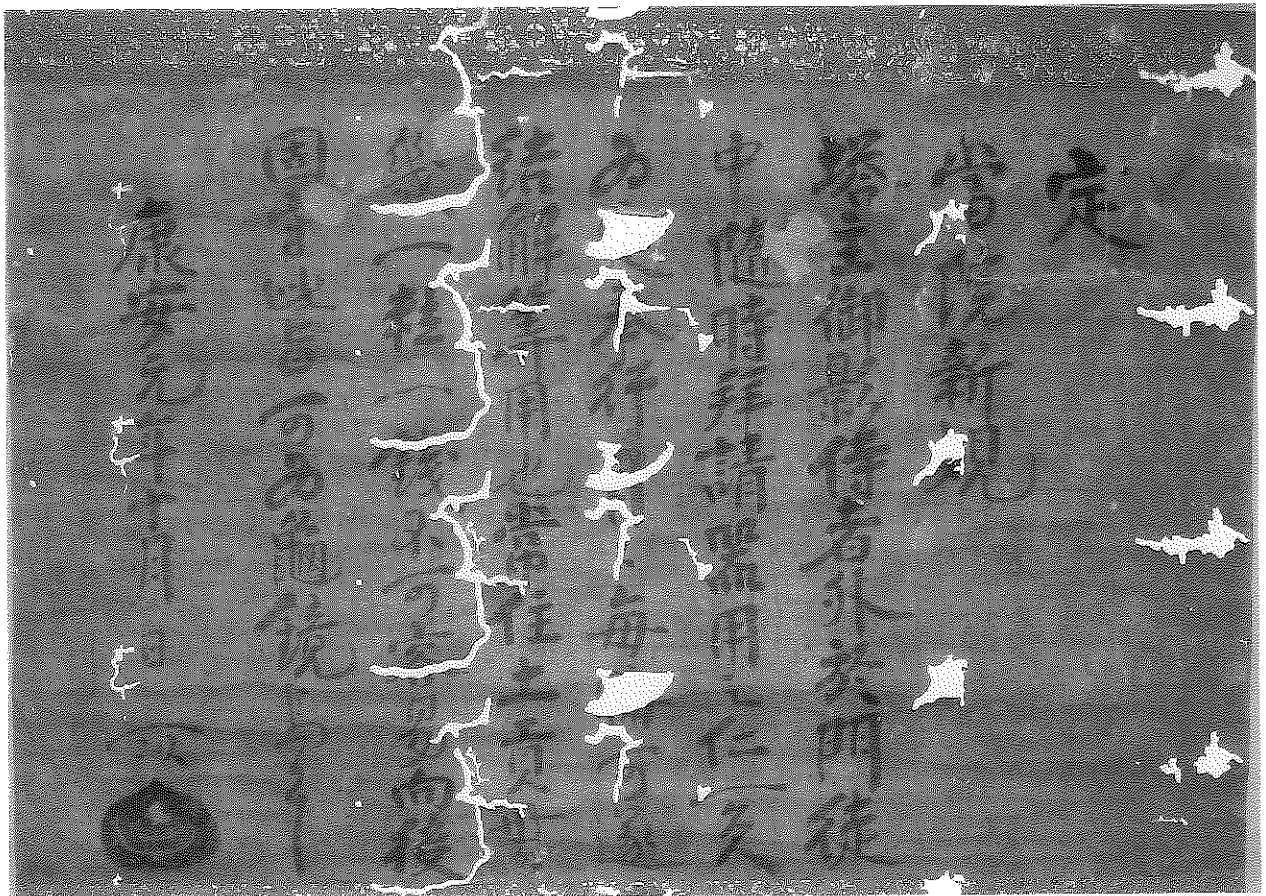
（田中淳一郎）



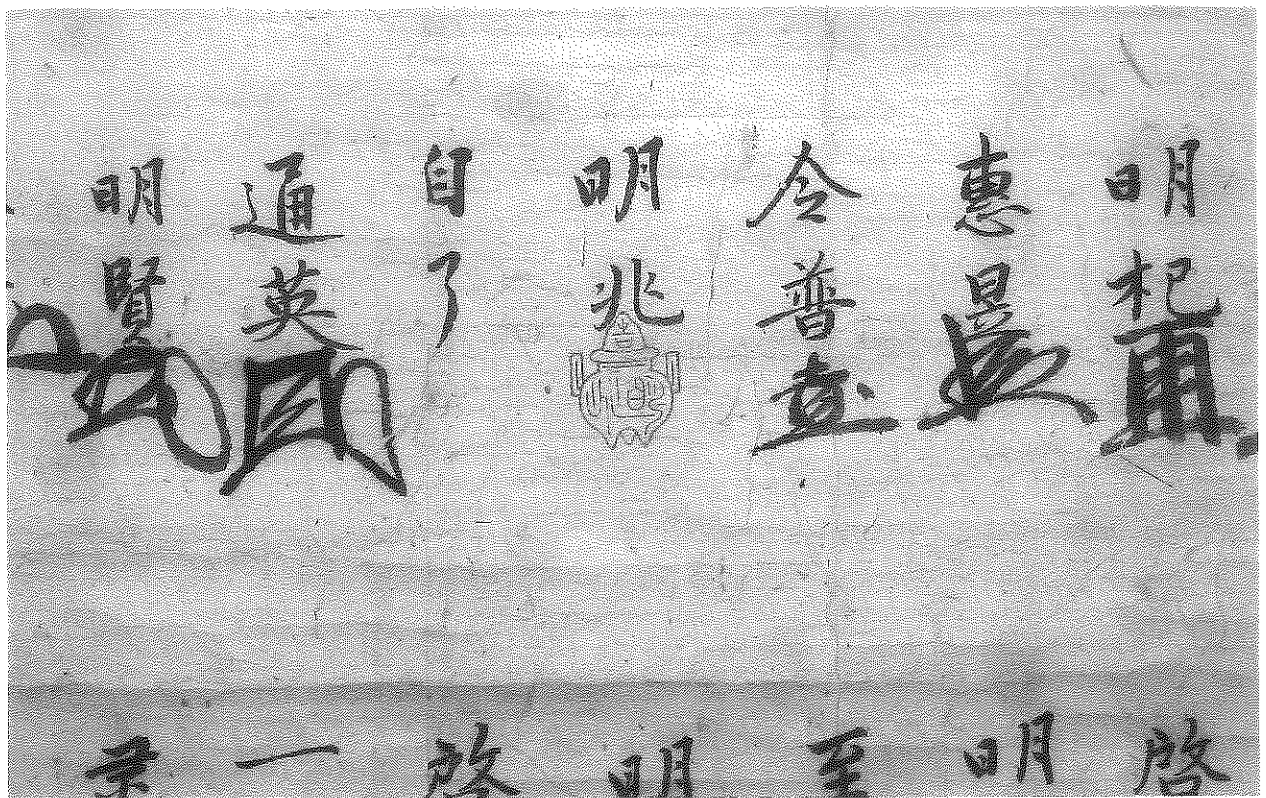
藏山順空雲居寺規式



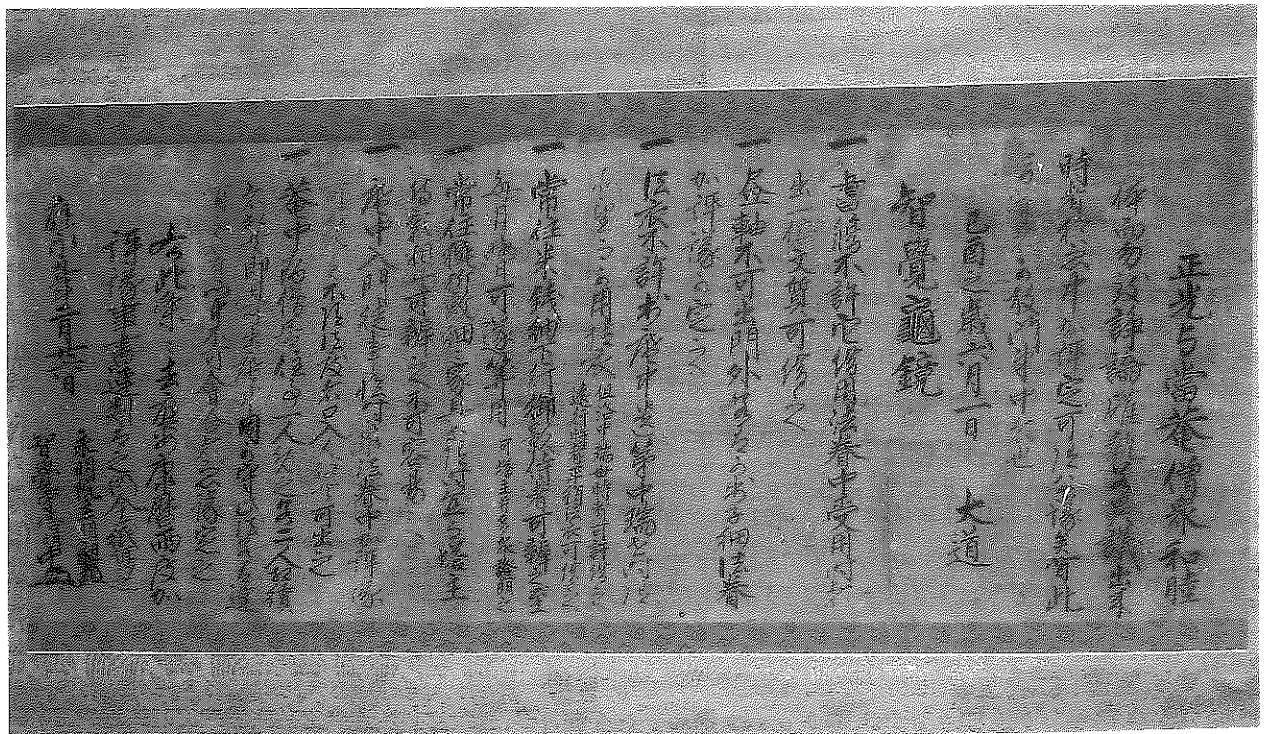
正光庵規式并經教文字道具目錄



大道一以新規式



永明院三塔頭条々新規 明兆の壺印部分



正光庵与智覚庵和睦条々

長阿含經 卷第十

一卷（書跡・典籍・指定）

京都市東山区泉涌寺山内町

宗教法人 新善光寺

法 量 縦 二七・八センチメートル、全長 五二・八センチメートル、

一紙長 五〇・九センチメートル（第二紙）

形状等 卷子装、穀紙、二一紙、一紙二行、一行一七字、

墨界、界幅二・四センチメートル、界高三・四センチメートル

時代 奈良時代

奥 書 「天平宝字元年閏八月廿九日 散位正八位下物部荒鋤勘本経

覆位元興寺沙門平諫證

四年五月廿五日散位大初位上三嶋県主

岡麻呂写

左大舍人少初位上大隅忌寸公足初校

坤宮舍人少初位上秦忌寸忍国再校」

本経は、尾題の下に、「善光」の朱印があることから、「善光朱印経」と呼ばれている奈良時代後期に作成された古写経の一卷である。善光朱印経は、現在までに約三十五卷の存在が知られている。

料紙は、当時には穀紙といわれていた楮紙で、打紙にして使用している。墨界を引き、筆線が太く重厚な楷書体の文字で全文を謹直に筆写する。この字体については、聖武天皇の書と伝えられ「大聖武」と通称される肉太な書体に倣ったものと考えられている。本経には、字体を整えたとみられる箇所がある。筆者は、三嶋県主岡麻呂であり、善光朱印経のうち、知られているもので九卷の書写を行っている。書写年月日は、天平宝字四年（七六〇）五月二十五日で、知られているものなかでは、最も遅い日付となっている。「増志阿含経卷第二十九」〔智積院蔵、重要文化財〕と比較検討し、同筆、同料紙であることが確認された。智積院本には、「用穀紙」とあることから、本経の料紙も穀紙であることが確定される。

「善光」は、法華寺の寺主を勤めた尼僧で、光明皇后発願の五月一日経書事業にも関わっていた。五月一日経は、天平勝宝四年（七五二）の東大寺大仏開眼供養で使用された經典で、皇后宮職の写経機構で制作されたものである。善光朱印経は、この五月一日経を底本として、同じく光明皇太后の発願で、天平勝宝七年後半から法華寺に一切経を整備する目的で写経事業が開始されたものである。再校者が「坤宮官」に属していることから、本経の書写も光明皇太后のもとで実施されたことが知られる。本経にある天平宝字四年五月二十五日以降の書写奥書を持つ朱印経が知られていないことについては、天平宝字四年六月七日に光明皇太后が薨去することとの関連が指摘できよう。他の善光朱印経では、三校まで実施されているが、本経が再校で終わっていることも、同様に注意される。善光朱印経は、法華寺に納められていたが、早い時期から寺外に流出した。新善光寺に伝わった経過は明らかではないが、江戸時代には所蔵されていたことが確認される。

新善光寺は、鎌倉時代中期に、信濃善光寺の本尊阿弥陀如来像の模像を本尊として、一条大宮に開創された寺院である。応仁の乱で灰燼に帰したのち、泉涌寺内に再興され、江戸時代、延宝八年（一六八〇）に現在地に再建された。本経は、奈良時代後期のいわゆる「大聖武」の書体を用いて制作された写経の特徴を良く示すものであり、保存状態もよく、奈良時代宗教史、寺院史だけでなく書道史の観点からも、貴重なものである。

表紙は、江戸時代の後補で、紺紙に金泥で秋草文が描かれている。

（田中淳一郎）

佛說長阿含經第二分釋提桓因問經第十
 如是我聞一時佛在摩竭國菴婆羅村北毗
 陀山因陀婆羅窟中。時釋提桓因發微妙
 善心欲來見佛。今我當往。至世尊所。時諸切
 利天閻釋提桓因發妙善心欲詣佛所。即尋
 詣帝釋。白言善哉。帝釋發妙善心欲詣如來。
 我等亦樂侍從。詣世尊所。時釋提桓因即告
 執樂神般遮翼曰。我今欲詣世尊。所汝可俱
 行。此切利諸天亦當與我俱詣佛所。對曰。唯
 然。時般遮翼持流離琴於帝釋前。切利天眾
 中。鼓琴供養。時釋提桓因切利諸天及般遮
 翼於法堂上。忽然不現。譬如力士屈中臂。頃
 至摩竭國北毗陀山中。介時世尊入火炎三
 昧。彼毗陀山同一火色。時國人見白相謂言
 此毗陀山同一火色。將是如來。諸天之力。時
 釋提桓因告般遮翼曰。如來至真。甚難得覩。
 而能垂降。此閻靜寂。寂嘿。无聲。禽獸為侶。此

長阿含經 卷頭部分

佛說長阿含經卷第十
 主時釋提桓因切利諸天及般遮翼聞佛所
 說歡喜奉行

大正實字元年閏八月花月散位六位下楊部荒劬奉經
 宿位 元 興 寺 沙 門 千 謙 證
 四年五月十五日散位大初位上三點麻王世麻呂寫
 在大舍人少初位上大隅忌寸公之初校
 中宮舍人少初位上泰忌寸 在國再校

長阿含經 卷末部分

無形民俗文化財

宇治茶手もみ製茶技術

(指定)

保護団体 京都府宇治茶製法手もみ技術保存会連絡会議

(宇治市宇治又振十七) 社団法人京都府茶業会議所内)

近世以降技術伝承されている宇治茶手もみ製茶技術は、「宇治茶製法」と呼ばれ、「京都府宇治茶製法手もみ技術保存会連絡会議」の会員である各保存会によって伝承されている。現在、同連絡会議は、宇治茶製法技術保存協会、京田辺茶手もみ技術保存会、宇治田原手揉保存会、和東茶手揉技術保存会、南山城村茶手もみ技術保存会、社団法人京都府茶業会議所の六団体によって構成され、事務局は同茶業会議所内にある。各保存会は、現在の製茶技術の基礎技術として手もみ製茶技術を重視しており、技術の向上と伝承に努めている。

茶は、中国南部が原産地とされるツバキ科ツバキ属の常緑樹チャノキの葉を摘んで加工したもので、茶の種類は、葉に含まれる酸化発酵酵素を利用した発酵程度により中国では緑茶、白茶、黄茶、青茶、紅茶、黒茶の六種に分類される。例えば、紅茶は完全発酵させた茶葉を乾燥させたもの、近頃身近になってきている烏龍茶は青茶に含まれ、発酵の中間段階で熟を加えて発酵を止め乾燥させたものである。なお、緑茶は日本の煎茶・玉露では茶葉を蒸して発酵を止め、揉みながら乾燥させるが、中国では生葉を釜煎りして乾燥させる。また、抹茶として喫されている碾茶(テンチャ)も、煎茶と同様に蒸して発酵を止めた生葉を、揉みず

に乾燥させたものである。茶の日本への伝来については諸説あるが、『喫茶養生記』を著した臨濟宗開祖栄西禪師が中国から茶の種を持ち帰ったといわれる。本格的な栽培は、その種を同師から華嚴宗の僧侶明恵上人が貰い受けて高山寺で栽培を広めたと伝承され、後に「本茶」と呼ばれた梅尾産が鎌倉時代以降知られる。狂言の演目「茶壺」では、

中国地方から京都梅尾まで茶を買いに来て壺に入れて持ち帰る話が残され、喫茶の広まった様子が分かる。喫茶の習慣が広がった中世では、当初茶は葉の一種とされて抹茶にして飲まれたようであるが、やがて栽培する農民の間では、茶を庭先へ植え、初夏に摘んだ葉を煮て窆などの上に広げて天日干ししながら手足で揉み、乾燥させたものを煎じて飲んでいたとされる。当時のこうした茶は、黒色ないし茶褐色等の濃い色で風味香味とも劣るものと想像される。江戸時代中期以降、蒸した茶葉をホイロ(焙炉)の上で手もみと乾燥させる、現在の煎茶にあたる茶が普及し、緑(青)色を呈し、風味、香味を増す工夫がなされたものであるところから、その製法は青製煎茶製法(あおせいせんちゃせいほう)、宇治製法と呼ばれた。この製法は現在の宇治田原町湯屋谷に住んだ永谷宗円(ながたにそうえん)が元文三年(一七三八)に製造法を開発したと伝えられており、永谷宗円は、江戸商人の山本嘉兵衛を通じて販売し評判を得たという。江戸時代後半には煎茶が普及し、宇治を中心に煎茶製造が盛んになるとともに、文人を中心に煎茶道が愛好されるようになった。また、江戸時代末には、以前から碾茶にされていた被覆茶葉(覆下園:茶葉に葎葉を使って覆いをして栽培)を使って、煎茶製造技術で作られる玉露の製造も始まったとされる。

明治時代に茶は重要輸出品となり、神戸港と木津川の水運を利用して山城地域の茶(主に煎茶、番茶)がアメリカ合衆国方面へ輸出され、現在の京田辺市・和東町・南山城村など南山城一帯に茶栽培地が拡大し、府内の主要産品となった。当時各農家では茶摘みの時期ツミコを雇い、各戸のホイロ小屋で生茶葉をホイロ師が荒茶に仕上げた。当時の茶摘みや製茶作業の様子は、山城地域に数多く残されている茶摘み歌やホイロ師歌等と呼ばれる仕事歌としての民謡にもうかがえる。製茶生産量の増加とともに作業に機械化が図られ、大正期末から昭和初期には手揉み製造から機械製造へ切り替わり、現在市販されている煎茶はほぼ機械製造品となり、手もみ製茶技術者は大幅に減っている。

宇治茶手もみ製茶技術について、京都府宇治茶製法手もみ技術保存会連絡会議では、「手もみ製造法(宇治茶製法)」として作業工程等を明示している。基本工程は、一、準備として生茶葉約3kg、木炭約三、八kg、藁約五、五kg、少量の灰

を用意し、一、生葉を蒸し器で蒸した後、助炭（ジヨタン：麻を芯材として和紙を貼り、柿渋を表面に塗布して補強した畳1畳大の容器）に乗せたホイロ上で、三、茶きり（露切り・葉乾きともいう：約二十五分）、四、横まくり（回転：約九〇分）、五、玉解き（約五分）、六、中上げ（約十分）、七、茶揃え（中もみ、もみきり：約三十分）、八、でんぐり（アイセイ：約二十分）、九、板ずり（かまち、仕上げもみ：約五十分）、十、乾燥（約四十分）し、所要時間約四時間（乾燥を除く）の作業で荒茶約六百gとなる。工程中、板ずりは宇治茶手もみ製茶技術独特のものとなる。

同連絡会議及び各保存会では、この作業工程を遵守するとともに、「宇治茶製法手もみ技術競技会」や京都府立茶業研究所に設けられた手もみ工場での研修会、各種催事における手もみ技術の実演等を通じ、各会員の手もみ製茶技術の伝承と向上を図っている。

機械製茶が主である現在、製茶機械の操作技術の原点になる手もみ製茶技術の習熟を図り、伝統技術として保持することを目的とする京都府宇治茶製法手もみ技術保存会連絡会議の活動は、無形民俗文化技術としての「宇治茶手もみ製茶技術」の保護と伝承に重要な存在である。

宇治茶手もみ製茶技術は、由来、内容、形態等において府民の基盤的な生活文化の特色を示す典型的なもので、民俗的にも興味深く、資料的な価値も高い貴重な民俗技術として重要な無形民俗文化財である。

参考 宇治茶手もみ製法（昭和六十一年四月二十五日付け宇治市指定無形文化財）

参考文献

『日本茶の魅力を求めて』小西茂毅ほか 大川書房 平成十七年

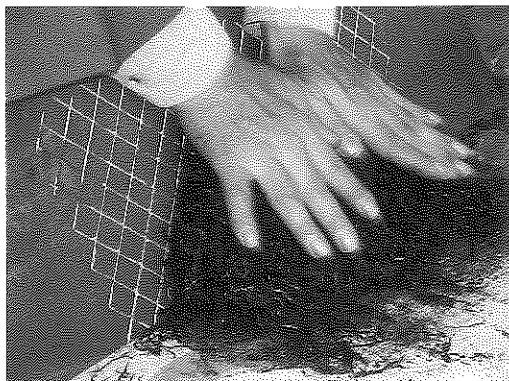
『宇治市史三』昭和五十一年、『宇治田原町史一』昭和五十五年

『京文化と生活技術』印南敏秀 平成十九年 慶友社

（有井広幸）



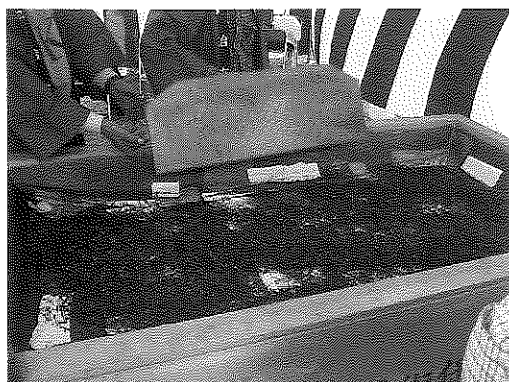
1 横まくり作業風景



3 板ずり作業風景



2 でんぐり作業風景



4 乾燥風景

文化財環境保全地区

生身天満宮文化財環境保全地区

一地区（決定）

京都府南丹市園部町美園町一号

宗教法人 生身天満宮（天満宮）ほか

生身天満宮は、南丹市園部町美園町に社地を構える旧府社で、祭神は菅原道真である。

当神社の創建は社伝によると、延喜元年（九〇一）、大宰府へ左遷された菅原道真から八男慶能の養育を託された家臣の武部源藏が、小麦山にあった菅原氏の別邸内に道真の木像を安置し、生祠を建立したことに由来するという。また、元禄十二年（一六九九）に天神宮別当福量寺堅了の記した『天満宮濫觴記』によると、道真が没した後、その霊が垂迹した小麦山に天慶年中（九三八～四七）祠を建てたことに始まるとも言われている。ちなみに、生身天満宮という名称は、道真の生存中に「生祠」を祀ったという伝承に由来する。

近世に至り、元和五年（一六一九）、小出氏が但馬出石から園部に移封されたことにより、小麦山山麓には園部陣屋、周囲に武家の居住地が構築されて、それらを取り囲み外堀が廻らされた。その際、天満宮は陣屋郭内に残されたが、『略史前禄草案』や棟札によると慶安二年（一六四九）に現在の地に遷座された。承応二年（一六五三）には現社殿が建立されている。

近世を通じて、園部藩主小出氏の祈願所として手厚い保護を受けた天満宮の境内には、数多くの堂社が構えられ、参拝者で賑わっていた。その様子は、元文五年（一七四〇）の『寺社類從 卷之一』や、嘉永五年（一八五二）の『生身天満宮社頭図から窺うことが出来る。前書によると、境内地には「観音堂」「護摩堂」「祇園社」「行者堂」「文殊堂」「聖天堂」などの建物が建ち、「生身天満宮社頭図」にも「鐘楼」が描かれている。このように神仏習合の様相が色濃かった境内は、慶応四年（一八六八）からの神仏判然令により多くの建物が失われた。大正八年に

は府社とされたが、昭和二十一年には神道指令による政教分離に伴い社格が廃された。

昭和六十三年度には、永正十三年（一五一六）と天正三年（一五七五）の二枚の制札が京都府指定有形文化財（古文書）に指定された。平成十七年度には、本殿が府指定有形文化財（建造物）に、天保二年（一八三二）の拝殿と宝永六年（一七〇九）の秋葉社が、府登録有形文化財（建造物）となっている。

本殿は、一間社流造で檜皮葺、境内地北寄りに南面して建っており、建立年は、棟札や史料より承応二年であることが判っている。丹波地域における一間社流造社殿の架構が簡素なものから複雑なものへと移行するターニングポイントにあつて、編年の下限指標となる点が評価されたものである。

当地区は、標高二三五・九メートルの天神山の西面一帯を占める。天神山は、丹波層群の砂岩・泥岩互層から成り、本殿のある高度一四四メートル前後の台地状の土地は園部層と呼ばれる礫層がつくるものと推測される。

参道は、西向きに一の鳥居を構え、東へと石畳、石段が続く。石段最上部には南を正面として二の鳥居が建ち、その奥に拝殿を介して本殿が建っている。参道沿いには、臥牛や燈籠、狛犬などの工作物が数多く据えられ、また、巖島神社、稲荷神社、大神宮社などの摂末社が祀られる。石段最上部、二の鳥居の正面に建つのは、元茅葺きで現在は鉄板葺きの官司宅である。本殿周りには、社務所、神楽殿、神饌舎、神輿蔵、末社などの建物がとり囲む。北側の裏参道脇には、源蔵社と園部公園より移された墓碑（宝篋印塔）がある。

植生は、境内地から天神山山頂にかけてヒノキ壮齢人工林となっている。山頂付近はコナラが混交しており、本来は尾根山頂部にアカマツが、その下部にコナラなど落葉広葉樹が優占する林分であったとみられる。植えられたヒノキの成長が遅くアカマツ・コナラが先に成長したものである。また、境内東脇は一部ヒノキ混じりのスギ壮齢人工林となっている。境内南西のモウソウチク林の影響を受けて、ヒノキ人工林にも一部モウソウチクが侵入している。

参道とその周辺については、南側に梅林が広がる他に、スギを中心として、クヌギ、ヒノキ、モチノキ、サンゴジユ、カキノキ、キンモクセイ、カヤ、イロ

文化的景観

【文化的景観の選定について】

文化的景観は、世界遺産条約（世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約）第一条に定義されている文化遺産に含まれており、その対象事例増加により、新たな文化財の概念として我が国においても広まり、「地域において人と自然の関わりの中で長い年月をかけて育まれてきた景観」として、平成十六年五月に文化財保護法の改正に伴い国内で保護されるべき文化財とされた。これにより文化庁では、重要文化的景観の選定に取り組み、農村景観を中心にすでに国内選定例は九件となっている（平成二十年十月末現在）。

京都府では京都の長い歴史や、海や山、農山漁地域から都市域といった多様な地域の特性を活かした特色ある景観まちづくりをすすめており、当教育委員会においては全国に先駆けて府内における文化的景観保護に継続して取り組んできて

いる。

平成十七年度には「文化的景観検討委員会」を設置し、秋津元輝、金田章裕（座長代理）、瀧浪貞子、仲隆裕、中川恵次、西川幸治（座長）、山本啓世の各氏を委員として、府内の良好な文化的景観について保護の対象・手法を計五回の検討会において討議・意見をいただいた。検討会では、まず府内各地域の景観の特色の把握に努め、（一）社寺が多く各時代を代表する景観の多い山城地域（京都市之乙、南山城）、（二）豊かな農地や山林に恵まれた景観を擁する丹波地域、（三）日本海に面し漁港や大陸との交流を示す遺跡の景観が特徴の丹後地域とし、さらに各地の特色をあらわす文化的景観の事例として、①農林水産業に係る景観地、②伝統産業に係る景観地、③信仰や生活習俗に係る景観地④集落に係る景観地、⑤歴史的事跡が残された景観地、⑥自然的な複合景観地、⑦商業・交通に係る景観地、⑧その他の景観地に分類し、各地域の具体的事例七十件を取り上げた。そして今後の取り組みとして、文化的景観の普及啓発活動、文化的景観保護のため府市

町村関係機関やNPO法人との連携、国の行う重要文化的景観選定に向けた市町村支援、府文化財保護条例に謳って独自に取り組んでいた「文化財環境保全地区選定制度」に加え、「文化的景観」を保護する対象とするべく同条例の改正等が必要とされた。

平成十八年度には「京都府選定文化的景観保護検討委員会」を設置し、金田章裕（座長代理）、栗山裕子、塩見直紀、中川恵次、西川幸治（座長）、山下淳の各氏を委員とし、計四回の委員会において府文化的景観の選定基準や保護施策について検討いただいた。京都府選定文化的景観の基準については、「文化的景観検討委員会」の分類基準を活かして、京都府文化的景観選定基準（案）が以下のとおり示された。

京都府文化的景観選定基準（案）

一 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち、府民の生活又は生業の特色を示すもので重要なもの

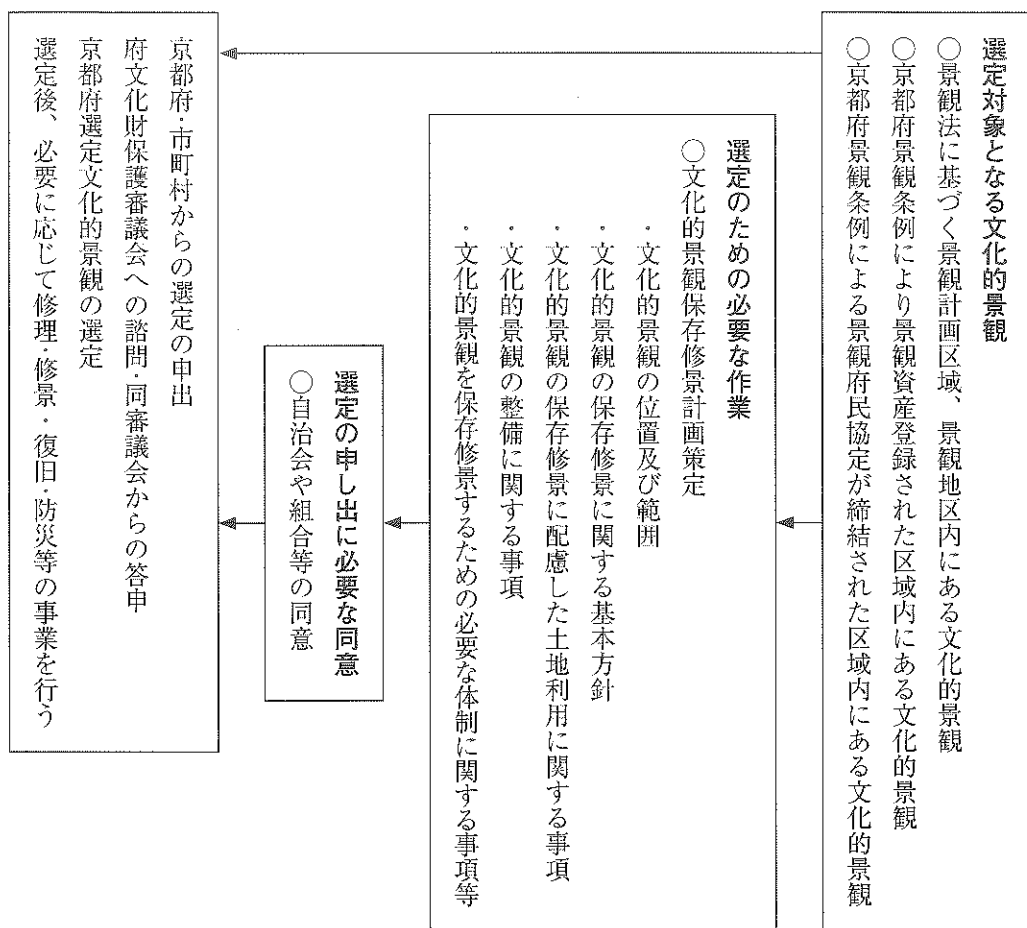
- (一) 農林水産業に係る景観地
- (二) 伝統産業に係る景観地
- (三) 信仰や生活習俗に係る景観地
- (四) 集落に係る景観地
- (五) 歴史的事跡が残された景観地
- (六) 自然的な複合景観地
- (七) 商業・交通に係る景観地
- (八) その他の景観地

二 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち府民の生活又は生業の特色を示すもので重要なもの

このほか、保護施策について、良好な文化的景観は生業を行っている地域住民によって守られていることから景観行政団体からの申出を前提としないこと、申出時に必要な文化的景観保存修景計画は現状、将来計画、今後のビジョンなどを書くようにし、規制は文化財保護部局独自では行わず、地域住民の合意形成による自主規制を尊重すること、選定にあたっての同意取得は、所有者個人より地域

住民による地域協定のようなものを条件とすること、各市町村が良好な文化的景観の保存に積極的に取り組めるよう支援すること等の意見をいただいた。選定のためのフロー図は以下のとおりである。

(選定のためのフロー図)



このほか委員会から文化的景観保護についての留意事項として、市町村への啓発促進、景観アドバイザーの派遣、ワークショップの実施といった取り組みが必要なこと、「保存修景」手法を開拓しながら望ましい文化的景観形成の誘導を図ること、保存修景計画には経年的な修正といった柔軟な対応が望まれるので景観の定観察や継続的なモニタリングを行うこと等が盛り込まれた。

本委員会の意見等を元に府は、文化財保護条例の一部改正を検討し、平成十九年四月一部改正の条例を施行した。条例施行とともに府選定文化的景観保護を目的として、記録の作成、刊行、説明板の設置や防災便益施設工事等も対象とした新たな補助制度を始めている。

また、国の重要文化的景観選定に向けて、府内では現在宇治市と宮津市において、国庫補助事業として文化的景観検討委員会を設置し、有識者による意見や調査指導をいただくとともに、市民に向けて文化的景観の普及啓発活動に取り組んでいる。

宇治市では、平成十九年度から市教育委員会と市都市計画部局等関係機関が連携して宇治市都市計画策定とともに市の文化的景観について積極的に取り組んでいる。文化的景観を市民に理解していただくために、普及啓発パンフレット作成、シンポジウムの開催、町会単位の住民説明会等を行い、平成二十年七月に宇治市は国へ重要文化的景観「宇治の文化的景観」選定の申出を行っている。

宮津市では、平成二十年十一月に景観行政団体へ移行するとともに、市内の都市計画を検討しながら、市教育委員会でも文化的景観検討委員会を設置し、三年計画で重要文化的景観選定申出に向け取り組み始めている。府においては、現在進行中の事業はもとより新たにに取り組む市町村を今後とも積極的に支援していく予定である。

なお、平成十九年度京都府文化的景観は三件の選定を行った。以下その紹介を行う。

京丹後市久美浜湾カキの養殖景観

所在地 京丹後市 (選定)

久美浜湾は日本海の内湾に当たり、湾の閉鎖性が強いいため日本海の荒波を受けにくくなっており、一年中波は穏やかである。

日本海に面して形成された潟湖は、原始・古代を通じて、大陸からの文物や高度な技術の導入をはかる上で欠かせない天然の良港であった。久美浜湾もそうした潟湖の一つである。京丹後市内では河川の堆積などで姿を消しているが、福田川河口(網野町)や竹野川河口(丹後町)でもその痕跡を確認することができる。網野町には、日本海沿岸域では最大級の前方後円墳である網野銚子山古墳、丹後町には神明山古墳が所在しており、潟湖をめぐるかつての繁栄を物語っている。久美浜湾は、現在まで潟湖が残る数少ない事例であるが、中国「新」の時代に鑄造された「貨泉」が出土したことで著名な函石浜遺跡が近接しており、現代に至り生業の場として活用されることとなった。

湾内の波が穏やかなことに注目した地元有志は、昭和十二年、宮津漁業協同組合よりカキの種苗の分与を受け試験養殖に成功した。昭和二十五年頃からカキ棚を作って養殖を開始し、昭和二十九年からは約五年の歳月をかけ、京都府、久美浜町、湊漁業協同組合の三者によるカキ養殖の拡大方法の研究が進められた。その結果、昭和三十四年には久美浜湾に適した養殖技術が完成し、広範囲にカキの養殖が行えるようになった。現在では湾内の四箇所でカキ棚が敷設され養殖が行われている。その場所とカキ棚の数量は次のとおりである。

- ①河内湾(杭による棚約五十基、筏による棚約五十基合計約百基)
- ②宮崎沖(湊漁業協同組合前方；筏による棚約八十基)
- ③六本浦(大明神岬南側；筏による棚約百十五基)
- ④浦明沖(筏による棚約二十基)

以上のように、合計三百基を超えるカキ棚が、湊漁業協同組合に加入する漁業者約百人によって敷設されている。カキ棚は、近年の技術改良により発砲スチロール製のウキ(ブイ)を使用した筏によるものが中心となっているが、河内湾では



河内湾付近のカキ養殖筏群(北から)

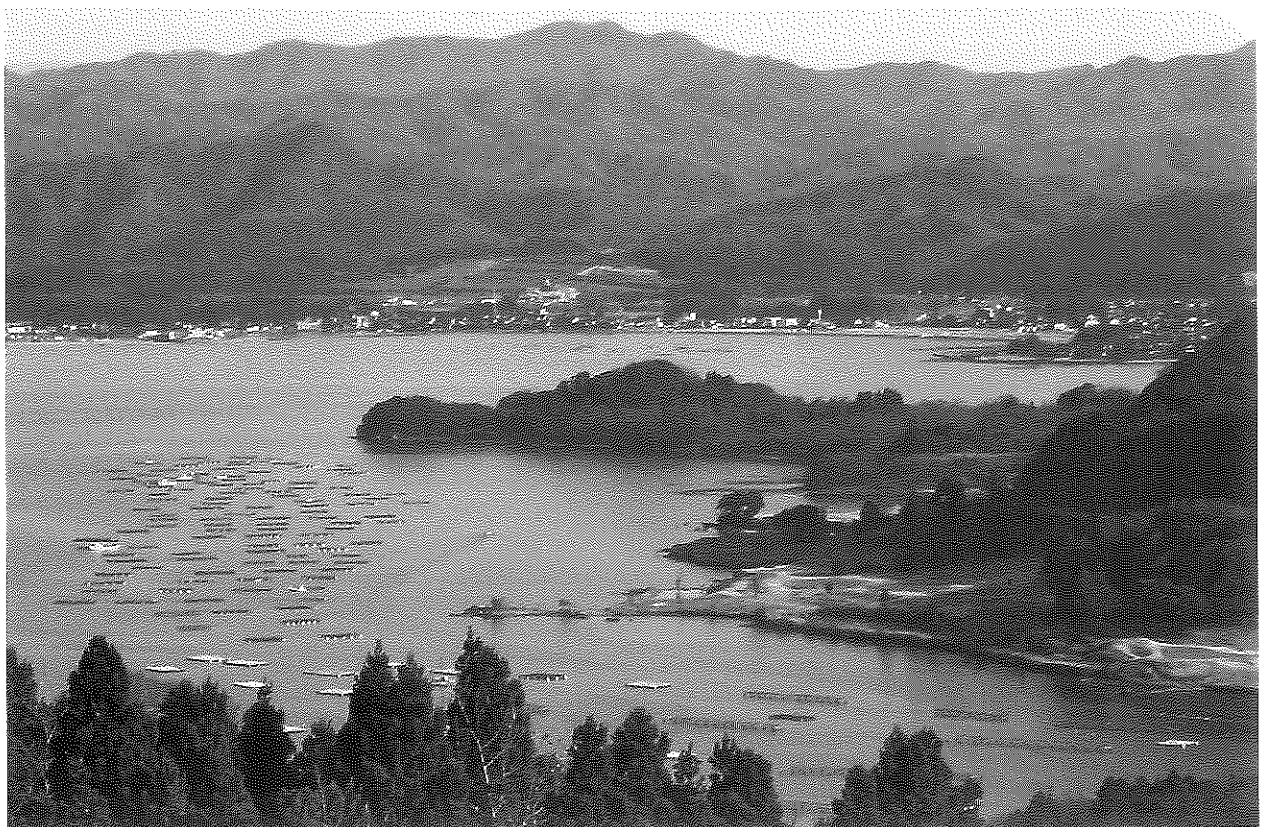
海底までの深さが数メートルと浅いこともあり、海面から杭を打ち込み、それに棚を敷設する昔ながらの方法が残っている。これは、当地の文化的景観を特徴づける大きな構成要素となっている。

カキの養殖は、毎年三月になると宮城原から種カキを購入し、四〜五月にかけてカキ棚に植え付けている。十一月になると出荷が始まり、それが三月まで続くが、年間生産量は、カキのむき身で百トン以上にものぼる。

久美浜湾を含む、京丹後市の網野海岸から鳥取県東部の鳥取砂丘までの約七十五キロメートルの海岸線は、「山陰海岸国立公園」に指定されている。この指定範囲内は、自然公園法により、土地の形状変更や工作物の新築などに一定の規制がなされているので、久美浜湾のカキの養殖景観も引き続きそれにより保護がはかられることになる。今回の選定区域は、京丹後市久美浜町字河内、湊宮、一区の各一部にわたる総面積約四百七十七ヘクタール、選定理由を（一）農林水産業に係る景観地とするものである。

波穏やかな久美浜湾内に、カキの養殖筏が列をなして浮かぶ風景は、京都府北部を特徴づける良好な文化的景観となっている。

（有井広幸）



宮崎沖のカキ養殖筏群（西から）

福知山市毛原の棚田景観

(選定)

所在地 福知山市

福知山市大江町毛原は、大江山南麓に位置する山間部の集落である。ここには、大小不規則な棚田が多数広がっている。

毛原は昭和二十六年には二十六戸を数えたが、高度成長期以降は人口流出が顕著となり、現在では十三戸と過疎化が進行している。これにあわせるかのように、多くの棚田では耕作を断念して植林が進み、かつては千枚以上あった棚田が現在では約六百枚と減少している。今回の選定は棚田だけではなく、棚田から周囲を見渡したときに見える山々の尾根線を結んだ範囲にある山林も含めて約百五ヘクタール、選定理田を(一)農林水産業に係る景観地及び(六)歴史的事跡に係る景観地とするものである。

毛原から西の二瀬川溪谷を抜けて北上し、宮津市宇小田の中茶屋から普甲峠に至る道は、江戸時代初期、宮津藩主京極高広が開いたといわれており、今普甲道と呼ばれている。これに対し、棚田の中を通って毛原峠に向かう道は元普甲道と呼ばれており、これは京極高広が普甲峠をこえる街道を開く以前の古道であった。毛原の棚田はこの古道に沿って営まれている。

毛原の集落に入る三叉路は、元普甲道と今普甲道の分岐点である。ここには「右ふけん 左なりあい」と刻まれた道標がある。毛原峠の手前には、剣豪岩見重太郎の刀の先が触れて三つに切れたという「袈裟切り地蔵」があり、その他にも地元の人々が彩色を施した化粧地蔵や「岩神さん」と呼ぶ石座などが残る。こうした歴史的な資料は、毛原の棚田を文化的景観として価値づける上で大きな要素となっている。

戸数の減少と高齢化の進行に危機感を覚えた地元住民は、平成七年から、農業の省力化を図るため農道の整備に着手するとともに、水車小屋の復元やあづま屋の建設など、良好な農村景観を目標とした活動も開始した。平成九年からは「棚田農業体験ツアー」を開始して、都市住民との交流を図り、その翌年からは体験ツアーの参加者五組による棚田オーナー制度も開始した。現在では、オーナー制



田植えの終わった棚田 (北西から)

度を通じて二組の家族が毛原に居住するようになっていた。一方、結婚式場兼レストランを誘致するなど民間活力の導入にも力を入れている。毛原の棚田は、平成十一年に農林水産省による「日本の棚田百選」に選ばれた。平成十九年には、丹後天橋立大江山国定公園の指定が行われ、毛原地区も国定公園の区域に入った。今後は自然公園法においても景観保全がはかれることになる。

地域住民による活動が十年を過ぎた今、新住民も誕生しつつある中で、不耕地を利用して春には田植え祭、秋には稲刈り収穫祭及び交流会を実施するなど、活動は着実に続けられている。京都府内には、福知山市大江町毛原の棚田をはじめ、日本の棚田百選にも選ばれた京丹後市丹後袖志の棚田など多数の棚田が存在する。いずれも過疎と高齢化が地域の課題となっているが、そうした中で毛原の取組は府内における棚田保存のモデルケースにもなっている。

(有井広幸)



棚田と用水路 (南から)



集落と棚田全景 (東から)

和東町の宇治茶の茶畑景観

(選定)

所在地 相楽郡和東町

和東町を特徴づける産業は茶生産で、町内各所に山裾から山頂近くまで、丘陵の起伏に沿って広がる茶畑の風景をみることができる。

奈良時代には、隣接する木津川市加茂町に聖武天皇が恭仁宮を造営し、その際に大仏の建立をめざして営まれた紫香楽宮（現・滋賀県甲賀市）へ通じる道路が設けられた。聖武天皇と和東町との関係は深く、若くしてこの世を去った天皇の第二皇子である安積親王の墓が当地に営まれたとの伝承をもつ。白栖にある太鼓山古墳は伝安積親王墓推定地として宮内庁の管理となっている。宇治田原町との境界にある鷲峰山は、金胎寺が頂上付近に所在しているが、この付近は中世以降は修験道の修行場となった。

和東町における茶栽培の歴史については、鎌倉時代に海住山寺（木津川市加茂町所在）の住職であった慈心上人が京都高山寺の明恵上人から茶の種子を分与され、これを鷲峰山麓の原山地区で栽培したのが始まりとされる。

和東町で生産されているお茶は、「玉露（新芽が開き始めた頃ヨシズやワラで二十日間ほど覆って日光を遮って育てたお茶）」、「かぶせ茶（玉露と同様な方法で十四日間ほど被覆して育てたお茶）」、「煎茶（玉露と番茶の中間に位置し、覆いなどをしないで露地で栽培した茶）」、「碾（てん）茶（抹茶の原料となるお茶）」、「番茶（摘採期、品質など主流からはずれた番外のお茶）」など、日本茶のほとんどの種類に及んでいることが特徴である。和東町における茶生産は、地形的な制約から大量生産には向いていないが、京都府内でも有数の宇治茶の生産地であり、特に煎茶の生産量は府内第一位である。

和東町内に広がる茶畑は、地形の起伏に沿って営まれている。これは地形的な制約によるものだが、広大な台地上に茶畑が展開するものではなく、起伏に富んだ地形を巧みに利用し、大きく改変することなく茶畑を営んでおり南山城独自の文化的景観となっている。しかも、大きく形状を改変していないからこそ、茶畑の中に古墳や古道、さらには石仏、磨崖仏など、当地のもつ歴史的遺産を含み込



石寺付近の秋の茶畑（東から）



釜塚付近の秋の茶畑（北から）

んでいる。こうしたことも、当地の茶畑を文化的景観として価値づける上で大きな要素である。その代表的なものは、先にふれた低丘陵の頂に伝安積親王墓の森を置き、周囲に茶畑が広がる景観であり、まさに今回の選定を象徴する文化的景観となっている。なお、今回の選定地は、宇原山、釜塚、撰原、石寺・白栖の各一部で計四箇所に分かれており、総面積九六ヘクタール、選定理由を（一）農林水産業に係る景観地とするものである。

（有井広幸）



原山付近の春の茶畑（北から）

文化財紹介シリーズ⑨〔選定保存技術編〕

はじめに―文化財の保存技術

文化財は先人が築き上げた大切な遺産であり、現代に生きる私たちはこれを保存・活用し後世に伝えていく重大な責務を負っている。この責務を果たす上で欠くことのできない伝統的な技術や技能が文化財の保存技術であり、その分野と種類は多岐にわたっている。

日本の文化財は、そのほとんどが木・紙・漆などの脆弱な材質で作られているため、後世に伝えていくためには定期的な修理が必要となる。むしろ、数百年数百年の間隔で修理を重ねて行うことによって今日まで保存されてきたともいえる。このことは、今後変わることなく、将来にわたって文化財が保存されるために定期的な修理を施す必要があるのだが、同時にそれらの作業に従事する技術者も必要となる。また、当然のことながら修理に必要な材料はもちろん、修理に用いる道具、さらにはそれらを生産、製作、製造する技術も必要となってくる。しかし、これらのうちどれか一つが欠けても文化財の保存に向けた修理作業ができなくなる。つまり、文化財を後世に伝えていくためのシステムが成り立たなくなることになる。文化財の保存技術の存在は極めて重要な位置を占めている。

現在、国および京都府はそのような技術の中から保存の措置を講ずる必要があるものを「選定保存技術」として選定し、その保持者または保存団体を認定して、技の保護と次世代への継承に努めている。本稿では、保護制度の概要を解説後、京都府内の保持者・保存団体の技術内容を紹介して、文化財の保存技術に対する理解を深めるきっかけにしたい。

選定保存技術の保護制度

文化財の保存技術は、いずれも高度な専門的知識と長年の経験が必要とするものであり、その道に精通した技術者によって伝承されてきた。しかし、生活様式や産業構造などの変化によって伝統技術を必要とする仕事の需要が全体的に減少

したこともあって、文化財の保存技術もしだいに伝承することが困難になってきた。そこでこのような厳しい状況の中、国は昭和五十年の文化財保護法改正において、京都府は昭和五十七年の京都府文化財保護条例の制定時において、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物などの「文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術や技能」のうち「保存の措置を講ずる必要のあるもの」を「選定保存技術」として選定し、その保持者や保存団体を認定する制度が設けられた。同時に、国はこれらの技術に対して記録の作成、伝承者の養成その他技術の保存のために必要と認められるものについて適当な措置を行い、選定保存技術の保持者、保存団体、地方公共団体などその保存に当たることが適当と認められる者に指導、助言その他の必要な援助を行うことができるようになった。この制度の意図するところは、文化財を支えその存続を左右する重要な技術を保護することにとどまらず、技術そのものの向上に加え、次世代を担う技術者の養成に至るまで行うことにある。

前述したように、保存技術の選定にあたって保持者あるいは保存団体を認定する必要がある。認定の基準は、保持者については「選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者」であり、保存団体については「選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む）」で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの」とされている。ちなみに、保持者の死亡や保存団体の解散などによって認定が解除され、保持者、保存団体のすべてがなくなると選定も解除されることになる。また、文化財の保存技術としての修理技術は、工芸作品の創作に用いられる工芸技術とは異なり、あくまでも修理される文化財の特質を尊重して忠実に行為することが求められ、自己の主張や独自の工夫を付け加えるべきものではない。修理技術と創作の技術は基本的に異なるものとしてとらえられるため、逆に一人でその両方を同時にかつ高度に体得している場合には、修理技術としての選定保存技術の保持者として認定されるとともに、重要無形文化財の保持者として認定されることがある。

選定保存技術の概要

では、選定保存技術とはいったいどのような技術を指すのであろうか。それは大きく有形文化財関係と無形文化財関係の二つに分けられる。

まず有形文化財関係であるが、有形文化財、有形の民俗文化財、記念物などに關する技術・技能のうち、①修理、復旧、復元、模写、模造などの技術や技能と、②修理などに要する材料の生産、製造、用具の製作や修理などの技術・技能が対象となる。例えば、美術工芸品に関連する技術としては、絵画や書跡を修理する装潢（表具）、技術やこれに必要な和紙、表具裂などの製作、表具用の刷毛の製作、木造彫刻の修理技術、蒔絵・螺鈿などの漆工品の修理技術、甲冑の修理技術、美術工芸品保存用桐箱などの製作技術などがある。また、建造物に関連する技術としては、規矩術、木工技術、檜皮葺・柿葺・本瓦葺きなどの屋根葺技術、漆塗・彩色の技術、左官技術などのほか、檜皮の採取技術、屋根瓦の制作技術などが挙げられる。また、記念物において石垣の修理技術などは欠かせないものである。美術工芸品や建造物の多くは伝統的な技術・技法による修理を基本としており、そのことは将来においても変わることはない。修理に用いられる資材は文化財に使用されている伝統的な材質のものが求められ、代替ができないケースが多い。材質の他に、構造や技法が多様であり、それにもなつて修理技術も多岐にわたる。さらには、修理に用いられる資材や構造、技法は多様であり、それにもなつて修理技術も多種多様となる。

一方、無形の文化財は、無形文化財や無形の民俗文化財に関する技術・技能のうち、芸能、工芸技術、民俗芸能に用いられる用具の製作や修理、材料の生産や製造などの技術が主な対象となる。無形の文化財は、人によつて保持される無形の技術、技術であり、このために使用される用具の製作・修理技術や、原材料の生産・製造などの技術が不可欠となる。例えば芸能をみると、雅楽・能楽・人形浄瑠璃文楽・歌舞伎などに使用される伝統的な楽器、面、人形、衣装・かつらその他の用具類の製作・修理などの技術があり、民俗芸能についても同様の用具や山鉦・屋台・山車などの修理技術などが考えられる。さらに工芸技術になると作品制作に欠くことのできない用具としては手機使用される織機や箎、杼などの諸

道具、漆芸作品の制作に用いられる漆刷毛や蒔絵筆、手漉和紙をすくときに使用される簀や桁などをはじめとする各種の用具がある。

京都府内における選定保存技術と保持者及び保存団体

平成二十年十一月一日現在で、国は六十七件の選定保存技術を選定し、四十七件五十一人の保持者と二十五件二十六団体（実団体数は二十四団体）の保存団体を認定している。そのうち十九件二十人の保持者と九件八団体の保存団体が、京都府内に在住又は事務所を構えている。実に全体の四割近い数の選定保存技術が府内、特に京都市内で伝承されていることになる。（次頁表参照）

では、次にこのような選定保存技術とはどのような技術内容なのであろうか。現在、府内に在住又は事務所を構える保持者・保存団体が認定を受けている技術内容について紹介しよう。

まず、有形文化財の美術工芸分野からみていこう。百年を超える文化財修理の伝統がある美術院の技術者に受け継がれてきた木造彫刻修理は、仏像・神像・能面などの木造の彫刻作品に対して、木工・彫工・漆工などの修理技法を用いて行われる技術である。修理に用いる材料や技術などが相応しいものであるか十分に検討するとともに、現在遺されている現状の姿をこれ以上損傷させないように保持し、できるだけ永く後世に伝えることを第一とする修理を施している。なお、木造彫刻修理技術はユネスコの世界無形文化遺産の国内候補に選ばれている。

故廣瀬敏雄氏に続いて現在は御子息賢治氏が保持者認定を受けている表具用古代裂（金襴等）製作は、美術工芸品の書跡や絵画を掛軸や巻物に仕立てる表具において用いる裂地を製作する技術である。書画類の表装には、内容、形、時代などを考慮しながら、金襴をはじめとして錦、綾、羅、紗、緞子などさまざまな裂地が用いられており、中でも国宝や重要文化財に用いる表装裂は、古来より尊重されてきた名物裂や伝統的文様の古裂のような伝来性・希少性が重視されるため、特別に注文して古典的な美しさと品位を保つ必要がある。

前田友一氏が保持者認定を受けている美術工芸品保存桐箱製作は、美術工芸品を安定した環境の中で保存管理するため桐製の保存箱や箆筒などを製作する技術

■国選定保存技術(保持者の部)

選定保存技術の名称 (選定年月日)	保持者の氏名 (雅号)	認定年月日 (解除年月日)
雅楽管楽器製作修理 (昭五一・五・四)	山田仙太郎 (山田 籟仙)	昭五十一・五・四
	福田泰彦	昭五十一・五・四
	山田 籟全	昭五十一・九・二
	八幡 運昌	昭五十一・六・二十二
	(八幡 内匠)	昭五十一・九・二
	廣瀬 敏雄	昭五十二・五・十一
	廣瀬 賢治	昭五十六・二・六
表具用古代製(金欄等)製作 (昭五二・五・二)	廣瀬 賢治	昭五十九・九・六
上代飾金具製作修理 (昭五二・五・二)	金江 宗太郎	昭五十二・五・十一
	(金江 宗親)	昭五十八・二・五
建造物彩色 (昭五二・五・二)	川面 稜一	昭五十九・六・六
	(川面 稜一)	昭五十七・一・九
邦楽器糸製作 (昭五四・四・二)	小藤 洋之	昭五十四・四・二十二
美術工芸品保存桐箱製作 (昭五五・四・二)	前田 友一 (前田 友斎)	昭五十四・四・二十二
蒔絵筆製作 (昭六二・四・二〇)	村田 九郎兵衛	昭六十二・四・二十
規矩術(近世規矩) (昭六二・四・二〇)	持田 武夫	昭六十二・四・二十
屋根瓦葺(本瓦葺) (昭六二・四・二〇)	寺本 光男	昭六十二・四・二十
表具用打刷毛製作 (昭六二・四・二〇)	高田 三男	昭六十二・四・二十
表具用打刷毛製作 (昭六二・四・二〇)	北岡 高一 (北岡 茂八)	昭六十二・四・二十
表具用打刷毛製作 (昭六二・四・二〇)	藤井 源次郎	昭六十二・四・二十
表具用打刷毛製作 (昭六二・四・二〇)	森本 安之助	昭六十二・四・二十
表具用打刷毛製作 (昭六二・四・二〇)	千田 長次郎	昭六十二・四・二十
表具用打刷毛製作 (昭六二・四・二〇)	千田 堅吉	昭六十二・四・二十
表具用打刷毛製作 (昭六二・四・二〇)	鈴木 正	昭六十二・四・二十
表具用打刷毛製作 (昭六二・四・二〇)	長谷川 淳一	昭六十二・四・二十
表具用打刷毛製作 (昭六二・四・二〇)	佐藤 治男	昭六十二・四・二十
表具用打刷毛製作 (昭六二・四・二〇)	横山 義雄	昭六十二・四・二十
表具用打刷毛製作 (昭六二・四・二〇)	西村 種一	昭六十二・四・二十
表具用打刷毛製作 (昭六二・四・二〇)	西村 和記	昭六十二・四・二十
表具用打刷毛製作 (昭六二・四・二〇)	中村 勇三	昭六十二・四・二十
表具用打刷毛製作 (昭六二・四・二〇)	上田 尚	昭六十二・四・二十

■国選定保存技術(保存団体の部)

選定保存技術の名称 (選定年月日)	保存団体の名称 (代表者)	認定年月日
木造彫刻修理 (昭五一・五・四)	財団法人美術院 (理事長 西川杏太郎)	昭五十一・五・四
檜皮葺・柿葺 (昭五一・五・四)	社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会 (会長 田中 敬二)	昭五十一・五・四
茅葺 (昭五五・四・二)	国宝修理装演師連盟 (理事長 岡 岩太郎)	昭五十五・四・二
装演修理技術 (昭五五・四・二)	祭屋台等製作修理技術者会 (会長 深見 茂)	昭五十五・四・二
祭屋台等製作修理 (昭五五・四・二)	文化財庭園保存技術者協議会 (代表 玉根徳四郎)	昭五十五・四・二
文化財庭園保存技術 (昭五五・四・二)	全国文化財壁技術保存会 (会長 奥井五十吉)	昭五十五・四・二
左官(日本壁) (昭五五・四・二)	社寺建造物美術協議会 (会長 澤野 道玄)	昭五十五・四・二
建造物装飾 (昭五五・四・二)	文化財庭園保存会 (会長 中村 勇三)	昭五十五・四・二
畳製作 (昭五五・四・二)		昭五十五・四・二

■府選定保存技術(保存団体の部)

選定保存技術の名称 (選定年月日)	保存団体の名称 (代表者)	認定年月日
山・鉾・屋台懸装品等製作 (平元・四・一四)	川島織物技術者会 (代表者 青戸 絨)	平元・四・一四
	龍村美術染織技術保存会 (代表者 龍村 清)	平元・四・一四

■府選定保存技術(保持者の部)

選定保存技術の名称 (選定年月日)	保持者の氏名 (雅号)	認定年月日 (解除年月日)
桴製 (平一三・七・二)	増田 春光	平一三・七・二
箴製 (平一三・七・二)	北岡 高一	平一三・七・二
雅楽管楽器製作修理 (平一三・七・二)	山田 籟全	平一三・七・二
	(山田 籟全)	平一三・七・二
邦楽器糸製作 (平一三・七・二)	片岡 喜三郎	平一三・七・二
桴製 (平一三・七・二)	長谷川 淳一	平一三・七・二
雅楽管楽器製作修理 (平一三・七・二)	八幡 運昌 (八幡 内匠)	平一三・七・二

である。高温多湿でかつ温湿度の変動差が激しい日本において、書画や工芸品の保存に桐製の保存箱が伝統的に用いられてきた。桐は成長が早い上持ち運びに軽く、火や水に強い上箱外の温湿度の変化に緩やかに適応する性質があり、現在国宝や重要文化財などの美術工芸品修理の際には、桐製の保存箱や筆筒を新調して収納することにより保存の万全を期すことが原則となっている。

故千田長次郎氏に続いて御子息堅吉氏が保持者認定を受けている唐紙製作は、雲母や絵具を用いて木版刷の技術で文様を付けた加工紙を製作する技術である。古くは中国渡来ものを指していたが、平安時代には国内でも生産が始まり、和歌詠草や歌集の料紙あるいは襖障子・屏風・壁張り紙などに用いられてきた。唐紙の素材となる和紙は上質の鳥の子紙、奉書紙、三栖紙、楮紙で、これに板木を用いて染料や顔料にフノリやニカワを混ぜて製作している。

高田三男氏が保持者認定を受けている表装建具製作は、美術工芸品の屏風や襖、障壁などの下地の骨組や掛軸、卷子などの軸木、八双など表装に欠かせない木製品を製作する技術である。書画類の多くは、襖、屏風、掛軸及び卷子などの形で伝来しているが、襖や屏風は寸分の狂いもなく仕上げられた骨組や緑木に、掛軸や卷子は同様の軸木によって支えられてはじめて良好な保存管理が可能となる。中でも骨組や緑木の製作は、国宝や重要文化財の建造物に設えてあるため、建造物の歪みにあわせて下地を調整する必要がある、木の性質に応じて加工する優れた技術力が求められる。

全国七工房によって昭和四十一年に設立され、現在十工房が加盟する国宝修理装演師連盟が保存団体として認定を受けている装演修理技術は、書画類を保存修理する技術である。絵画、書跡、古文書などの文化財は四季の温湿度変化の影響を受けやすい紙や絹を主材料とするものが多く、現状のまま伝来することは稀で、いずれも本紙を紙・糊によって補強し、卷子、掛幅、屏風、折帖などの表具の形態に仕立てることによって伝えられている。このような脆弱な文化財を後世に伝えていくため、五十〜百年を周期とした本紙を支える裏打紙の打替が必要となるが、表具の解体、解装から旧裏打紙の除去、繕い、裏打替を経て表具仕立てに至る工程は、伝統的で高度な修理技術に裏づけられたものである。

藤井源次郎氏が保持者認定を受けている表具用刷毛製作は、書画類の表具を修理する工程で用いられる特殊な刷毛を製作する技術である。打刷毛によって裏打紙を打つ行為は、絹や和紙に描書された表具の本紙部分と裏打紙を密着させ、さらに裏打紙の強度を増すために不可欠な作業であるため、書画類の本紙に衝撃の負担を与えないよう適度な柔軟性と堅さを併せ持ち、かつ耐久性のある製品が求められる。

西村和記氏が保持者認定を受けている表具用刷毛製作は、絵画や書跡、典籍など絹や紙を素材とする文化財を修理する際、料紙や料絹を整えたり、水や糊をつけるために用いる各種の刷毛を製作する技術である。表具用刷毛には、水刷毛、糊刷毛、しごき刷毛、撫刷毛、付け廻し刷毛、打刷毛などの種類があり、それぞれの用途に応じて毛の種類や分量、長さが異なっている。

次に、有形文化財の建造物分野を見ていこう。全国社寺等屋根工事技術保存会が保存団体認定を受けている檜皮葺・柿葺は、檜皮や杉又は榎の手割材を細かく重ね合わせて屋根を葺く技術である。材料の採取やあつらえはすべて手作業で、一枚一枚を竹釘で打ち留めて葺く。同保存会は、その後茅葺の保存団体認定も受ける。茅葺はチガヤ、ススキ、スゲなどの茎で屋根を葺く技術である。古くから広範囲に使用され、各地の気候風土や地理的条件に根ざした個性的な屋根を形づくるなど、地方色豊かな技法が伝えられてきた。

持田武夫氏が保持者認定を受けている規矩術（近世規矩）は、指矩を駆使して木造建築物の継手・仕口やその他の構造物に墨付けをする技術である。建造物の意匠を定める技術で、近世の規矩は立体幾何学に基づいて構成される。

森本安之助氏が保持者認定を受けている鍔金具製作は、建造物や山車、仏壇などの工芸品に用いられた金具、金物を製作する技術である。例えば建造物に取り付ける金物だけでも、破風の八双金物、長押の釘隠しや襖の引手金具、柱根巻、天井金具、釘や鋲金具、六葉金具や饅頭金具などの扉金具、また戸締りのための掛金具や錠前など多様な大きさやデザインの鍔金具が用いられ、建物の魅力を引き立てる役割を担っている。

鈴木正氏が保持者認定を受けている建具製作は、国宝や重要文化財などに用い

られている各種の木製建具を修理・製作する技術である。葎戸、格子戸、板戸など小片の部材を複数組み合わせるため、わずかな狂いや傷も許されず、長い修行と経験に基づく熟練した技術が求められる。

佐藤治男氏が保持者認定を受けている左官（古式京壁）は、木や竹を組んだ骨組みを藁縄などで絡めて下地とし、それに土を塗り重ねて壁体を作り、色土を塗り付けて仕上げる技術である。京壁の仕上げ技法には、塗土が乾かないうちに何度も鏝で強くこすりつけて表面に光沢をもたせた「磨き壁」や、凸面をした鏝でゆるやかに表面をなでながら帯状の線を残す「引き摺り壁」など技術の習得に長い年月を要するものもある。

横山義雄氏が保持者認定を受けている金具鍛冶は、文化財建造物修理に必要な釘や銚金具などの鍛鉄製金具を製作する技術である。木材同士を緊結する和釘や銚などの構造用金具は、形状により効き具合に差が出るし、長押の釘隠し金具などのように彫刻や金箔押を施して建物を華麗に見せる装飾用金具は、技巧的で精緻を極めるなど製作には高度で熟練した技術を必要とする。需要は文化財修理に限られるものの、すべて手打ちで製作するため手間がかかる。

全国文化財壁技術保存会が保存団体認定を受けている左官（日本壁）は、伝統的左官技術には表面を土で仕上げる古式京壁と漆喰仕上げとする漆喰壁がある（日本壁と総称）。日本壁製作のような湿式工法には十分な工期と熟練を要するため、現在、一般建築においては乾式工法が主流となっている。

寺本光男氏が保持者認定を受けている屋根瓦葺（本瓦葺）は、主に寺院建築や城郭建築に用いられる建物の屋根を葺く伝統技術の一つである。本瓦葺は丸瓦と平瓦を組み合わせて葺く方法で、複雑な形の屋根を葺くことができる。瓦を葺くときには、雨仕舞や風対策などの実用性と、複雑な曲面による屋根の美しさを形づくることの両者が求められるが、古い瓦にならって新しい瓦を制作し、それらの瓦を取り混ぜて納まりよく美しく葺上げるには高度な技術と経験が必要となる。

中村勇三氏が保持者に、文化財畳保存会が保存団体認定を受けている畳製作は、稲藁を交互に積み重ねて麻糸で縫い締めた畳床、蘭草で編んだ畳表、麻・木綿ま

たは絹で仕上げた畳縁によって構成され、建物に使用できる畳を製作する技術である。文化財建造物の畳には「高麗縁」や「縹縹縁」といった装飾的な紋縁が使われ、紋縁の文様を合わせる「紋合わせ」の細工が重要で、きわめて繊細で美的感性を求められる技術である。

上田尚氏が保持者認定を受けている金唐紙製作は、明治から昭和時代にかけて流行し、主に洋風建築で使用された装飾壁紙を製作する技術である。金唐紙の素材は楮と三椏を合紙したものを使用し、版木棒を回しながら剛毛のブラシでたたき凹凸を付けて壁紙を作り、これに彩色をすると文様が浮き出る立体的で華やかな壁紙となる。

社寺建造物美術協議会が保存団体認定を受けている建造物装飾は、文化財建造物における彩色塗装や漆塗り、金具製作など装いの製作や修復を行う技術である。建造物をより華やかに装うといった意匠性の側面だけでなく、建造物を風雨による劣化や虫害から保護するといった実用性も兼ね備えた技術で、平成二年に設立された同協議会では、彩色や塗装を扱う彩色部会、漆塗りを扱う漆工部会、金具や鋳物を扱う金工部会の三部会に分かれて、技術の普及と後継者の養成に努めている。

続いて、記念物分野をみていこう。平成十四年に設立された文化財庭園保存技術者協議会が保存団体認定を受けている文化財庭園保存技術は、史跡及び名勝として指定されている文化財庭園を維持管理するための造園技術である。造園技術には、庭園全体の造形形状を決める地割技術、形状に骨格を与える石組技術、主たる景観を構成する池や流れなどの水処理技術、景観を飾る植栽管理技術、景観に趣向を添える石造物等の管理技術、庭園空間を整える小仕事技術などがあり、これらを総合的に駆使して優れた日本庭園が保存されている。

さらに、民俗文化財分野をみていこう。祭屋台等製作修理技術者会が保存団体認定を受けている祭屋台等製作修理は、木工、彫刻、漆工、染工、金工などの多様な伝統技術で構成される山、鉾、屋台などを製作及び修理する技術である。祭行事は地域の文化や生活を色濃く反映し、文化財の指定を受けているものも多いが、製作・修理の恒常的な需要が見込めず、技術の継承が課題となっている。昭

和五十四年、祭屋台等の行事の保護を目的に設立された全国山・鉾・屋台保存連合会が、平成十三年に同会の保存技術会員からなる祭屋台等製作修理技術者会を組織して、修理技術の向上と後継者育成の事業を展開している。

また、京都府によって川島織物技術者会と龍村美術染織技術保存会が保存団体として認定された山・鉾・屋台懸装品等製作とは、山鉾を裝飾する染織品の復原新調を行う技術である。祇園祭の山鉾は、胴掛、前掛、水引、見送りなどの懸装品に当代の高級な染織品を長年使用されてきたが、摩耗や退色がすすみ使用不可能となっているものが少なくない。そこで、それらの保存を図るとともに、祭品を製作する技術の錬磨と継承をすすめるため、前述の二団体を認定して、製作技術の保存を図る。

続いて、無形文化財の芸能分野をみていこう。山田全一氏と八幡邊昌氏が保持者認定を受けている雅楽管楽器製作修理は、雅楽で用いる管楽器の笙、篳篥、龍笛、高麗笛、神楽笛の製作修理技術である。この技術は正確な音階を身につけた上で、金工、木工、竹工などの技術を習得する必要がある、すべてを兼ね備えた一人前の技術者となるには長期間に渡る知識と経験の積み上げが求められる。

小篠洋之氏と片岡喜三郎氏がそれぞれ国と京都府によって保持者認定を受けている邦楽器系製作は、箏や三味線のほか、雅楽に用いられる和琴、楽箏、楽琵琶などの弦楽器の糸(絃)を製作する技術である。邦楽器の糸は、原糸から繰糸・寸法取・合糸・日方合せ・撚糸・染色・糊煮込・糸張・乾燥・選別・節取・糊引・乾燥・切断・紙付・糸巻の諸工程を経て作られるが、製作にはこれらすべての工程に精通している必要がある。また、製作する糸の種類も多いため、それぞれの特色を生かせる知識と経験が求められる。

最後に、無形文化財の工芸技術分野をみていこう。村田九郎兵衛氏が保持者認定を受けている蒔絵筆製作は、漆芸の主要な裝飾技法である蒔絵制作に欠かせない筆を製作する技術である。蒔絵は漆液で文様を描き金粉を蒔く漆芸の技法で、漆で細かい線や複雑な文様を描くのに重要な役割を果たすのが蒔絵筆である。蒔絵筆の穂先には鼠や猫の毛を用い、およそ十五の工程を経て完成するが、その特

徴は繰り返し損毛を取り除く徹底した穂先の選別にある。何よりも「さき目」と呼ぶ毛の選別が筆の良否を決定する。

長谷川淳一氏が保持者認定を受けている桴製作は、機織に欠くことのできない用具の一つである桴を製作する技術である。織物は、経糸と緯糸の組み合わせによってできるが、桴は機にかかる経糸を開口させた時、経糸の間に緯糸を通す道具で、機織では必ず用いられるものである。桴は、織物の種類によって規格品から細かな注文による特殊な仕様のもので様々あり、多様な織物の知識と経験を必要とする。

西村種一氏が保持者認定を受けている手機製作は、手織用の木製の機(織機)を製作する技術である。手機は、織物の種類に応じて設計し、各種の木材を製材、整形しながら組み立てて仕上げるため、機の構造・機能はもとより、原材料となる木材に加え織物の製作技術に関する深い知識と経験を必要とする。

選定保存技術の課題と取り組み

これまで京都府内に在住若しくは事務所を構える保持者及び保存団体の技術内容を見てきたが、文化財が多岐にわたる分野の技術者によって支えられていることがわかる一方で、いくつかの課題を抱えていることに注目する必要がある。それは、概ね次の三点に整理できる。第一に、後継者の養成・育成の問題が挙げられる。どの分野においても一人前の技術者となるには長い年月をかけて知識と経験を身につける必要がある、技術をいかに継承していくかという問題はすべての保持者・保存団体にとって急務な課題である。第二に、原材料若しくは一次加工品の確保が挙げられる。これまでほとんどの原材料は国内産のものが最良とされ利用されてきたが、木材や獣毛など必要な質と量の確保が年々困難を極めていく。また、少量かつ技術を要する加工品の調達も難しくなっており、業者の開拓に迫られるケースもある。第三に、伝統的な生活文化や伝統産業への理解が挙げられる。近年の住宅事情は多様化しており、畳や襖のある生活空間から遠ざかっている人々が多い。高度な技術を伝承していくためには実践の場をいかに確保するかということも大きな課題である。また、伝統産品の減産にともなう需要の減

少も若年者層の技術者確保を困難にしている要因の一つであると考えられる。そこで、次にこれらの課題に対して保持者・保存団体がそれぞれどのような取り組みを行っているのか紹介したい。

まず、有形文化財の美術工芸分野から国宝修理装演師連盟の取り組みを紹介しよう。装演技術は、同連盟の設立以前から国が修理技術者を集めた講習会を開催するなど、技術者の養成が早くから行われていた。しかし、装演技術を支える原材料や道具を製作する技術者の高齢化、後継者不足といった状況が進みつつあることから、必要な修理資材の共同購入を行うことにより必要な安定化を図るとともに、手漉き和紙の生産地に依頼して木灰煮による製法を復活させるなど、品質の改善と向上に努めてきた。また、文化庁、東京文化財研究所、日本原子力研究所高崎研究所と劣化絹を協同開発するなど、最先端の技術を駆使して修理材料の研究開発も行ってきた。さらに、平成七年の設立後はこれらさまざまな事業を統合して、研修会、共同開発、見本づくり、刊行物の出版、技能講習などを実施するとともに、修理技術者の資格制度を整え、文化財の修復に関わる高度な技術を身につけた後継者の育成に努めている。資格は技手、技師補、技師、主任技師そして技師長と五段階に分かれ、上位二資格は試験によって技術能力だけでなく指導力も問われる内容となっている。

続いて、有形文化財の建造物分野から社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会の取り組みを紹介しよう。同保存会は、「檜皮葺・柿葺」と「茅葺」の選定保存技術とともに檜皮採取の技法も伝承している。文化財である社寺等屋根工事の技術保存とその研究向上を図るとともに、社寺屋根工事技術者、檜皮採取者養成研修および文化財修理用資材の確保などを行っている。特に檜の外樹皮を葺材として利用する「檜皮葺」は、日本固有の屋根葺手法として独自の発展を遂げてきており、「葺師」と呼ばれる技術者の養成に加えて、平成十一年より「原皮師」と呼ばれる檜皮を調達する採取者の養成にも力を入れている。また、原材料となる檜皮や茅などが安定的に確保できるよう、平成十八年度より文化庁が展開しているふるさと文化財の森システム推進事業に関わり、文化財建造物の保護にかかわる技術の実演および展示、文化財の見学会などを開催して、広く理解を求める取



肌裏打ちのようす(国宝修理装演師連盟提供)

り組みを行っている。

記念物分野から文化財庭園保存技術者協議会の取り組みを紹介しよう。庭園は、多くの植物材料が使われており、石組みとの関係を理解しながら管理することが求められる。また、文化財庭園の保存には、長年の経験と高度な技術に加えて文化財庭園に関する深い理解が必要であり、近年熟練した技術者の減少が著しく、かつ若年者層の確保が困難になっていた。そこで同協議会は、平成十四年の認定を契機に後継者の育成を最重要課題と位置付け、各種研修事業に取り組んでいる。研修には、教養研修、実地技能研修、実地技能研修、特別技能研修の四種類が年間十回ほど開催されている。また、研修は単に技能の錬磨にとどまるものではなく、技術を体系的に学ぶとともに技術者間相互の交流によって文化財庭園がかかえる多くの課題を共有し、連携しながら解決に向けた道筋を探っている。特に、文化財庭園や技術者が少ない地方では、文化財庭園に対する住民の関心や理解が十分ではなく、文化財庭園所有者や技術者が孤立しがちであるため、文化財庭園の見学会やフォーラムなどを開催して多くの人々の理解を深めるための地道な活



国庫補助事業を活用して作成されたパンフレット

動が行われている。

次に、保持者の取り組みを紹介しよう。京都府内在住の国選定保存技術保持者はすべての方が国庫補助事業を活用して①伝承者の養成、②技術の練磨及び③記録作成のいずれか、または複数の内容について取り組んでいる。いずれの取り組みも重要であるが、③記録作成を活用して製作工程や製品を多くの人々に広く知ってもらうため、これまで表具用打刷毛製作の藤井源次郎氏、表具用刷毛製作の西村和記氏、雅楽管楽器製作修理の八幡暹昌氏、桴製作の長谷川淳一氏らがパンフレットの作成に取り組んだ。近年は、海外からの問い合わせにも対応できるようパンフレットの英語版を作成するケースも増えている。また、藤井氏と長谷川氏は自ら体現する選定保存技術の内容を正確に伝承するため映像による記録作成も実施している。

一方、文化庁は多くの人々に選定保存技術に対する理解を深めるための普及啓発事業を実施している。事業は「文化財保存技術」伝統的な文化財を守り伝える「伝統の名匠」と題して、平成十五年より奈良市での開催を皮切りに、平成十六年京都市、平成十七年太宰府市、平成十八年仙台市、平成十九年金沢市、平成二十年松山市において年一回行われている。その内容は、保存団体を中心にそれぞれの活動をよりわかりやすく紹介するため、実際に使用している道具や製作風景の写真パネルの展示、映像による上映や実演・体験ワークショップ、クイズとスタンプリーを組み合わせた子ども向けイベントなど、親子連れの来場者が選定保存技術のわざを身近に感じることができるようさまざまな工夫を毎回凝らしている。また、期間中に保持者・保存団体の現状と課題を知ってもらうためのフォーラムなども併せて開催し、制度への理解も含めて選定保存技術の普及啓発に大きな役割を果たしている。

おわりにかえて

文化財保護法が大幅に改正された昭和五十年に選定保存技術の制度が創設され、現在まで随時技術の選定と保持者・保存団体の認定が行われてきた。文化財を支え、その存続を左右する重要な技術を保護することを目的としたこの制度に

よって、技術の向上や技術者の確保といった伝承者養成や技術の記録作成などが行われてきた。そのため、認定を受けた保持者や保存団体は、文化庁や都道府県をサポートの下、これまでさまざまな努力を重ね文化財保護の実状を知らせるとともに、後継者の育成に取り組んできた。

そのような努力は少しずつ実を結ぶように文化財の保存やそれに携わる技術者の重要性に関する認識を深めることとなり、近年選定保存技術に対する関心がますます高まっている。しかし、その一方で技術者の高齢化は年々進み、原材料の入手や道具の確保がますます困難になりつつある昨今、特に保持者という個のレベルで対処することが限界の域に達しようとしている。中には全国で唯一の技術を有する保持者である場合が多く、後継者の問題はそのまま業界全体に波及する問題となる。そのため、これまでのように個々の技術に対してそれぞれ保存を図るための措置も必要ではあるが、関連する技術内容を分野ごとにもまるごと保存に向けた措置を図ることも重要な視点ではないだろうか。例えば、国宝修理装演師連盟が保存団体として認定を受けている装演修理技術であれば、保持者認定を受けている表具用古代裂（金襴等）製作をはじめ、美術工芸品保存桐箱製作、表装建具製作、さらには表具用打刷毛製作や表具用刷毛製作といった技術と密接に繋がっている。それぞれは独立した技術内容であっても、どれ一つとして欠けてはならないものであると同時に、文化財の保存という重要な役割を果たすため一定の技術水準を保つことが求められる。したがって、今後は多くの技術者に対して技術の研磨に集中できる環境やシステムをいかに用意できるかという視点が重要になってくると考える。つまり、これまでの個々の技術保持者に対する保護措置から、分野あるいは業界ごとに技術者・技能者の確保にはじまり、後継者としての育成に向けたプログラムの充実を推し進めることによって、一層の拡大を図ることが求められるのではないだろうか。

(向田明弘)

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存技術及び文化的景観件数一覧(その1)

(平成20年11月1日現在)

種別 区分	有形文化財													無形文化財	有民俗文化財	無形民俗文化財				記念物				合計	文化財環境保全地区(決定)	選定保存技術(選定)	文化的景観(選定)	総合合計
	建造物		美術			工芸品			書画				小計			風俗慣習	民俗芸能	小計	史跡	名勝	天然記念物	小計						
	件数	棟数(基)	絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計																		
指 定	57	△2	△6				△1	△1				△2	(選1)		△1	△1	△2					△6				△6		
		9	16	2	4	7	1	1				15	1		1	3	4	6	3	2	11	40	15			55		
	58	△2	△3								△1											△3				△3		
		9	22	6	4	4		2				17			2	4	6	2	3	1	6	38	9			47		
	59	△1	△3	△1								△2							△1		△1	△4				△4		
		7	18	3	3	2		1	1			10		1	1	6	7	2	3	1	6	31	11			42		
	60	△1	△2								△1											△2				△2		
		7	11	3	3	2		2	1			11										23	4			27		
	61	△1	△15															△1		△1	△2	△3				△3		
		10	39					1	1			3						2	1	2	5	18	5			23		
	62										△1											△1				△1		
		3	8	3	3				4	2		12						1	1	1	3	18	4			22		
	63	△1	△6																			△1		(選2)		△1		
		3	11	3	3	1			3	1		11										16	1	1		18		
	元										△1		(選1)	△1								△2				△2		
		4	9	2	1			2	1	1	7	2	1							1	1	2	16	1		17		
	2				△1							△1										△1		(選2)	△2	△3		
		1	1	1	1	4		5	1		12				3		3			1	1	2	18	2	2	22		
	3		△1									(選4)	△3									△3		(選1)	△1	△4		
	6	12	3	2	4	2	1			12	4										22		1		23			
4	△1	△4																			△1				△1			
	4	16	1	1				1		3							1		1	2	9	1			10			
5																												
	5	13	1	1	1	1		1		5										1	11	1			12			
6										(選2)	△1										△1				△1			
	2	9	2	2	1		3		1	9	2						1			1	14	1			15			
7										(選2)	△1										△1				△1			
	2	6		2	2		2	1	2	9	1										12	1			13			
8				△1						△1											△1		(選2)	△1	△2			
	3	6	2	2	1		2		2	9											12	2	2		16			
9										(選2)																		
	3	9	1	1	1	1	2	1	1	8	1						1			1	13	1			14			
10																												
	3	14	2	1	1		1	1	2	8										1	12	1			13			
11																												
	2	17	2	2		1		1		6									1	1	9	1			10			
12	△1	△1		△1						△1	△2										△3		(選1)	△1	△4			
	3	12	2	1	1		2	1	1	8							1			1	12	1	1		14			
13																												
	5	20	2	1	1	1	1		1	7							1			1	13	1			14			
14					△1					△1											△1				△1			
	4	11	1	1	1	1	1	1	1	7							1			1	12	1			13			
15					△1	△1				△2											△2				△2			
	3	10	1	1	2	2		2		8									1	1	12	1			13			
16										(選1)																		
	3	8	1	1	1	2	2		1	8	1									1	13	1			14			
17										(選2)																		
	3	3	2	1	1		1	1		6	1						1			1	11	1			12			
18																												
	2	11	3	1	2	1		1		8									1	1	11				11			
19																												
	2	4	2	1		2				5				1		1					8	1		3	12			
計	△10	△41	△1	△3	△2	△2	△5	△1	△1	△15	(選15)	△6		△1	△1	△2	△1	△1	△1	△3	△36		(選6)		(選23)			
	103	316	51	45	40	16	39	20	13	224	13			2	8	13	21	22	18	16	56	416	68	7	3	502		

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存技術及び文化的景観件数一覧(その2)

(平成20年11月1日現在)

種別 区分	有形文化財										無形文化財	民俗文化財	記念物				合計	文保 化全 財地 境 区 境 (決定)	選 存 技 術 保 持 (選定)	文 景 化 観 的 (選定)	総 合 計				
	建 造 物		美 術 工 芸 品										小 計	風 俗 價 値 習 俗	民 俗 工 芸 能 力	小 計						史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	小 計
	件 数	棟 (基) 数	繪 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡 典 籍	古 文 書	考 古 資 料	歴 史 資 料	小 計															
登 録	57	▲2	▲7		▲2													▲4				▲4			
		25	44	5	2	4		1						6	6				43				43		
	58																▲1	▲1	▲1				▲1		
		7	11		2	1								4	4			5	5				19		
	59	▲1	▲1																▲1				▲1		
		11	15		2									5	5			1	1				19		
	60																								
		5	11		2								1	1	5	6							14		
	61																								
		6	9	1	1	2		2	1	1	8			6	9								23		
	62																								
		4	10			2		2			4		2	5	1	6							16		
	63																								
		1	5											4	1	5							6		
	元																								
		2	8		1						1		4	2	3	5							12		
	2																								
		2	2	2							2		1		3	3							8		
	3																								
	1	1												2	2							3			
4	▲1	▲1																				▲1			
	4	5					3			3			2	2								9			
5																									
	1	1											2	2								3			
6																									
	2	3											1	1								3			
7																									
	2	3											1		1							3			
8																									
	1	1											1	1	2							3			
9																									
	1	4											1	2	3							4			
10																									
	1	2										2	1	1								4			
11																									
	1	1				1				1		2	1	1								5			
12																									
	1	1											1	1								2			
13																									
	1	1											1	1								2			
14																									
	1	1											1	1								2			
15																									
	1	1											1	1								2			
16																									
	1	1																				1			
17																									
	2	3																				2			
18																									
													1	1								1			
19																									
	1	1																				1			
計	▲4	▲9		▲2						▲2							▲1	▲1	▲7				▲7		
	85	145	8	10	9	1	8	1	1	38		12	24	45	69			6	6			210			
合 計	▲10	▲41	▲1	▲3	▲2	▲2	▲5	▲1	▲1	▲15	(註15)		▲1	▲1	▲2	▲1	▲1	▲1	▲3	▲3	▲36	(註4)	(註20)		
	▲4	▲9		▲2						▲2		▲6					▲1	▲1	▲7			▲5	▲41		
	193	461	59	55	49	17	47	21	14	262	13	14	32	58	90	22	18	22	62	62	68	7	3		

(注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
 (2) ▲印は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (3) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の登録が取消となった件数(棟数)で内数である。
 (4) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含めない。

京都の文化財（二十六集）

平成二十一年二月発行

発行

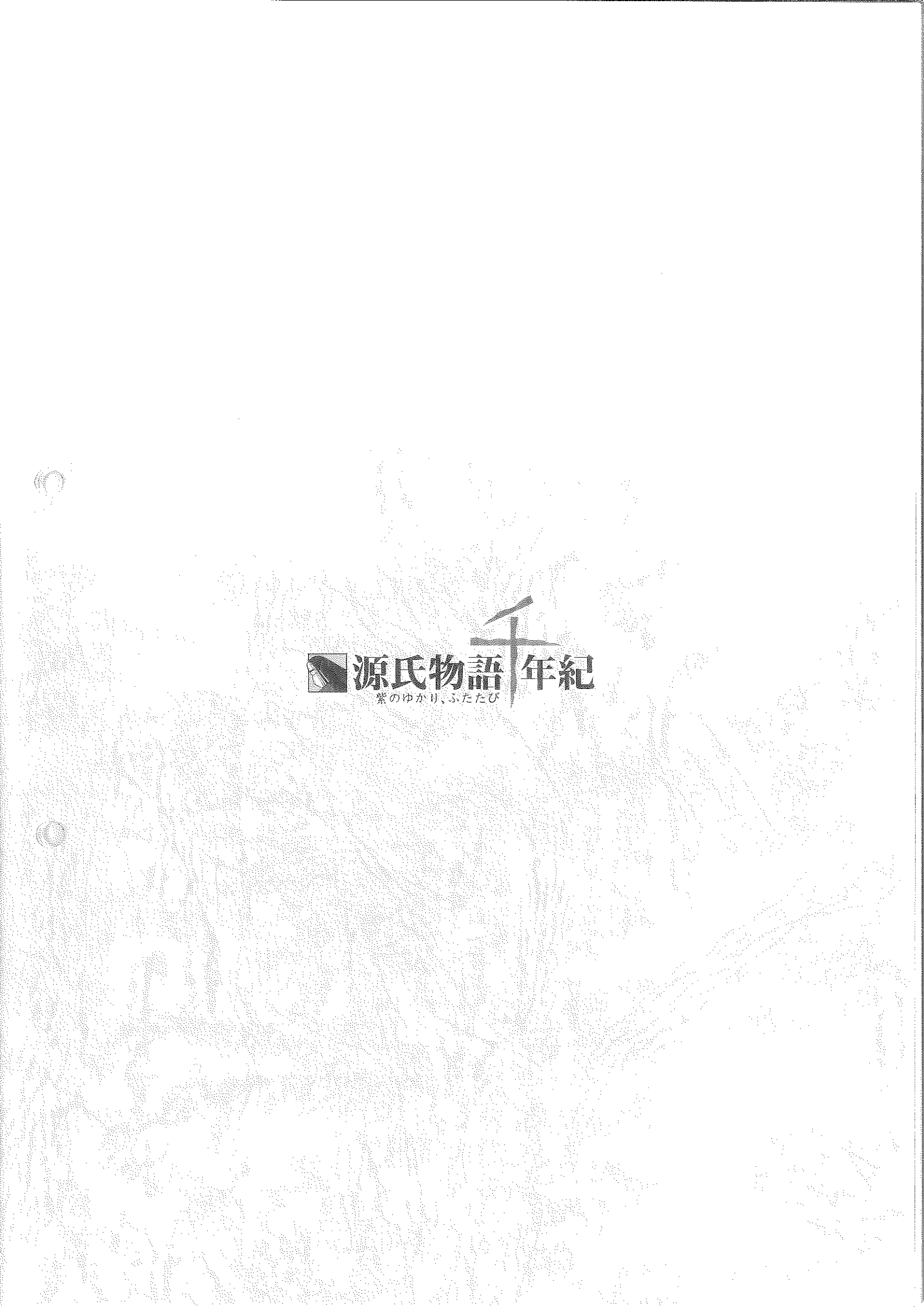
京都市上京区下立売通新町西入藪之内町


京都府教育委員会

編集

京都府教育庁指導部

文化財保護課



 **源氏物語** 千**年**紀
紫のゆかり、ふたたび